

第 1 1 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年1月15日(木曜日) 午後1時30分			
召集の場所	栗駒農業団地センター			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年1月15日(木)午後1時30分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年1月15日(木)午後5時56分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐々木 幸一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	武 田 正 道
	"	佐 藤 千 昭	"	海 老 田 慶 子
	"	鈴 木 守	"	白 鳥 文 雄
	"	高 橋 義 雄	"	山 村 喜 久 夫
	"	千 葉 久	"	佐 々 木 昭 雄
	"	太 斎 俊 夫	"	津 藤 國 男
	"	石 川 憲 昭	"	須 藤 茂
	"	佐 々 木 幸 男	"	伊 藤 竹 志
	"	大 内 朗	"	後 藤 和 廣
	"	小 岩 誠 二	"	飯 田 明
	"	菅 原 佑	"	千 葉 和 恵
	"	中 鉢 泰 一	"	中 條 彦 登
	"	石 川 正 運	"	佐 藤 利 郎
	"	加 藤 雄 八 郎	"	鈴 木 国 雄
"	千 葉 伍 郎	"	藤 橋 俊 五	
"	佐 藤 幸 生			
"	佐 藤 重 美			

欠席者	委員	佐藤多恵子	委員	白鳥一彦
その他出席者	幹事長	大場秀也	計画第1班長	高橋正淑
	副幹事長	佐藤重博	計画第2班長	菅原昭憲
	総務部会長	高橋健一	調整第1班長	鈴木秀博
	企画財政部会長	佐々木久	調整第2班長	小野寺桂一
	保健福祉部会長	後藤伸平	総務第1班員	武田利喜夫
	産業部会長	高橋勝美	総務第2班員	佐々木貴徳
	事務局長	鈴木正志	総務第2班員	伊藤大輔
	次長(総務担当)	阿部貴夫	計画第1班員	菅原功
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	計画第1班員	松田光由
	次長(調整担当)	千葉浩文	計画第2班員	千葉恒男
	次長(調整担当)	濁沼栄一	調整第1班員	千葉和義
	総務第1班長	千葉雅樹	調整第2班員	二階堂賢
	総務第2班長	小野寺世洋	調整第2班員	栗原聡
	会議の概要	別紙のとおり		
会議録署名委員	委員	三浦徹也	委員	中嶋太一
傍聴	一般 46名 報道 9社			

次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項
 - 報告第18号 新市の名称名付け親大賞等の決定方法について
- 5 協議事項
 - 協議第23号の2 下水道事業について
 - 協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて
 - 協議第38号 高齢者福祉事業について
 - 協議第39号 児童福祉事業について
 - 協議第40号 新市建設計画(第4章 建設計画、第5章 公共的施設の適正配置と整備)について
- 6 提案事項
 - 協議第8号の2 新市の事務所の位置について
 - 協議第12号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 協議第41号 介護保険事業の取扱いについて
 - 協議第42号 農林水産関係事業(その2)について
 - 協議第43号 環境衛生関係事業について
 - 協議第44号 その他の福祉事業について
 - 協議第45号 社会教育事業について
- 7 その他
- 8 閉 会

1. 開 会 午後1時30分

○鈴木事務局長 それでは、開会前に資料の確認をさせていただきます。

本日配付しております資料でございますけれども、次第、それから報告第18号 新市の名称名付け親大賞等の決定方法について、協議第8号の2 新市の事務所の位置について、協議第12号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、協議23号の2 下水道事業について、協議第41号 介護保険事業の取扱いについて、協議第42号 農林水産関係事業（その2）について、協議第43号 環境衛生関係事業について、協議第44号 その他の福祉事業について、協議第45号 社会教育事業について、以上の資料を配付してございます。

また、本日は継続協議となっております下水道事業、それから前回提案いたしました協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて、協議第38号 高齢者福祉事業について、協議第39号 児童福祉事業について、協議第40号 新市建設計画（第4章、第5章）の資料を使用いたします。

それでは、傍聴の皆様も含めお願いでございますけれども、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきたいと思っております。

それでは、ただ今より第11回栗原地域合併協議会を開会いたします。

2. 挨拶

○鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会の会長であります菅原会長よりご挨拶を申し上げます。

○菅原会長 第11回の栗原地域合併協議会の開会に当たりまして、会長から一言ご挨拶を申し上げます。

さて、平成16年の新しい年を迎えまして、皆さんも心身健やかな年を迎えられたものであらうと感じている次第でございます。そういうことからいたしまして、平成13年、我々地方公共団体からいたしますと、歴年、年度とあります。そういうことでございますが、平成13年は……、もとい平成16年は、この栗原地域の合併についても、いろんなことで集大成をしていかなければならない大切な年であると、今会長としても感じている次第でございます。そういうことからいたしまして、これからの協議会はもちろんでございますが、いろんな各町村における議会議員の皆様方、ひいては代表しております委員の皆様方も、いろんなことで合併についてのいろんな会議なり、なおかつまた、各町村におけるお話し合いなり、こういうものが数多くもたれる年であらうと思っておりますので、何分にも皆様方の今後ともお勉強なり、なおかつまたご指導なり、ご協力を切にお願い申し上げてまいりたいと思う次第でございます。

さて、本日の協議会に提案いたします案件、そしてまた協議を申し上げます案件は、ただ今局長の方から資料によって確認いたしましたとおりでございます。

その中にありまして、協議第8号の2ということの、いわゆる新市の事務所の位置について、それから協議第12号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、いずれもこの2案件につきましては、当協議会で組織いたしております小委員会の委員会を組織いたしまして、その委員会に付託をいた

しまして、これまた数多い小委員会の会議を開催していただきまして、これらの委員会としての結論が出まして、会長あてにそれぞれ委員長から報告書が提出された次第でございます。いずれ、これらについては、今後皆さん方にお諮り申し上げながら、これらの内容等についても協議決定してまいりたいと思う次第でございますので、よろしくこれらについてもお願いを申し上げる次第でございます。

以上、開会に当たりまして会長から申し上げまして、開会に入る訳ですが、ただ今申し遅れました。去る12月に改選が行われました一迫の佐藤町長さん、これまた再度5期目の当選を果たされまして、なお町長さんとして、また委員として、いろいろご協力賜りますこと、そしてまた当選されましたお喜びを申し上げながら、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木事務局長　それでは、これより協議に入りますけれども、本日欠席の届け出が栗駒町の佐藤委員さん1名の欠席届け出がございます。なお、瀬峰の山田町長さん、それから築館町の白鳥英敏委員さん、志波姫町の白鳥一彦委員さん、それから高清水町の武田委員さん遅れておりますが、定足数に達してございます。

それでは、規約に定められておりますとおり、今後の議事進行につきましては、菅原会長にお願いいたしたいと思います。

○議長　それでは、ただ今から第11回の栗原地域合併協議会を開会してまいります。

今遅れている委員の方々があるようですが、定足数に達しておるようでございますので、開会いたします。

それでは、ただ今から第11回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の会議日程等については、お手元にご配付いたしておりますとおりに進行してまいります。なおかつまた、その中でいろいろと発言等あれば、また鋭意皆さんにお諮りいたしまして、その協議等についても伺ってまいりますので、よろしく願います。

それでは、次第に沿いながら進めてまいります。

3. 会議録署名委員の指名

○議長　まず、3番目の会議録署名委員の指名についてでございますが、例によりまして会長から指名することにして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長　それでは、若柳町の三浦徹也委員、それから若柳町の中嶋太一委員、両名を指名いたします。

4. 報告事項

○議長　続いて、4番目、報告事項に入ります。

報告第18号 新市の名称名付け親大賞等の決定方法について

○議長　報告第18号 新市の名称名付け親大賞等の決定方法についてを報告申し上げます。

この報告については、後で事務局の方から説明いたしますが、これは前回の第10回の協議会におきまして、新市の名称を募集いたしまして、5点を小委員会で選びまして、その中から栗原市ということで新市の名称を決定いたしました。この名称の募集要綱等でいろいろ取り決めにいたしまして、募集をいたしました。その結果、これから名付け親大賞といったものの決定をしまいらなければならないようでございますが、この内容について、事務局の方から報告を申し上げますので、よろしく皆様方のご審議をお願い申し上げたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○阿部事務局次長　それでは、お手元の資料、報告第18号をご覧くださいと思います。

報告第18号

新市の名称名付け親大賞等の決定方法について

新市の名称名付け親大賞等の決定方法について別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年1月15日報告

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

次のページ、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

1番目でございます。各賞の決定方法等でございますが、こちらについては、第3回、8月28日に開催された協議会におきまして、既に了解済でございます。(1)の決定方法については、こちらに書いてありますとおり、本協議会の場で抽選を行うということでございます。

(2)の各賞の発表につきましては、協議会だより及び協議会のホームページ、当然ながらご本人の方に直接お知らせするということでございます。

(3)の表彰及び記念品の贈呈方法につきましては、名付け親大賞の1名につきましては、ご本人と調整の上、極力早い協議会の場にお呼びいたしまして、表彰及び記念品の贈呈を行いたいと思います。他の賞につきましては、事務局の方から個別に贈呈させていただきたいと思います。

なお、名付け親大賞の方には、栗原市の開市式のときに、来賓としてご招待するということも決まっております。

2番の方に参ります。各賞の抽選方法でございます。こちらは、新市の名称募集を公募いたしまして、応募総数は、皆さんご承知のとおり1,784件ございました。そのうち無効部分を除いた1,726件が対象となります。

まず、(1)の名付け親大賞でございます。こちらにつきましては、対象者、記念品、抽選方法、抽選者についてご覧のとおりでございますが、これから行ないます抽選による当選の方々が延べ41名に上ります。本協議会で決定する関係から、極力委員皆様にご参加いただきたいという趣旨から、皆さんにお願いしたいと思います。名付け親大賞の抽選につきましては、会長の方をお願いしたいと考えております。

(2)の名付け親賞でございます。こちらは、名付け親大賞から漏れた方々の中から10名を抽選するというものです。記念品、抽選方法についてはご覧のとおり。抽選者につきましては、協議会委員の中で、新市の名称検討小委員会にご参加されました10名の委員さん方をお願いしたいと考えております。

2ページの方をご覧くださいと思います。

優秀賞であります。こちらは、新市の名称小委員会の方で選定されました5種類の名称の中から、名付け親大賞、名付け親賞から漏れた方々の中から20名を抽選するというものでございます。記念品、抽選方法についてはご覧のとおりでございまして、抽選につきましては、協議会委員のうち、新市の名称検討小委員会以外の学識委員の方々10名、それから議会選出されました議長さん方10名でお願いしたいと考えております。

最後、特別賞になります。こちらにつきましては、それぞれ大賞、名付け親賞、優秀賞から漏れた全部の応募者の中から10名を抽選するものでございます。記念品、抽選方法についてはご覧のとおりでございまして、抽選者につきましては、協議会委員のうち、議長さんを除く議会選出の委員の方10名にそれぞれお願いしたいと思います。

記念品の中で、地場産品も贈呈することになっておりまして、こちらの方につきましては、10町村の地場産品のうちから選定しまして、各町村の物産振興協会さんなどの協力を得ながら、事務局の方で対応させていただきたいと思っております。

その次のページに、抽選の結果表、当然空欄になっておりますが、こちらについては、事務局の方で抽選結果を整理の上、この協議会の終了前までに皆さんのお手元にお届けしたいと考えております。以上でございます。

○議長 　ただ今、報告第18号の新市の名称名付け親大賞等の決定方法については、事務局の方から報告されたとおりでございます。

　以上の方法で決定してまいりたいと思っておりますが、皆さん、何かご質疑等ございますか。

　（「異議なし」の声）

○議長 　なければ、抽選でもって行いますので、多少時間がかかりますから、ここで暫時休憩をいたしまして抽選をしまりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますね。（「はい」の声あり）

　それでは、暫時休憩いたします。

　午後1時41分 休憩

　午後1時45分 再開

○議長 　休憩前の会議を再開いたします。

　それでは、ただ今から新市の名称決定にかかる名付け親大賞等の抽選を行ないます。ここで抽選の進行につきましては事務局にお願いいたしますので、迅速な進行をお願いいたします。

　はいそれでは事務局。

○阿部事務局次長 　ただ今菅原会長のほうからございましたとおり、早速抽選に入る訳ですが、ここです、抽選の公正さを確保するため抽選立会人2名のご指名をさせていただきたいと思っております。

　協議会委員さんの中から、藤橋俊五委員、鈴木国雄委員のお二方を指名させていただきますがよろしいでしょうか。

　（「よし」の声）

　それではお二方、お手数でございますが前の方へおいで下さい。

　（抽選立会人2名が立会人席に着席）

　続きまして、抽選立会人お二方によります抽選箱の改めをしていただきます。抽選箱はご覧のとおり

透明な箱でございまして、お二方何も中に入っていないことをご確認願います。中は大丈夫でしょうか。

(抽選立会人から「何も入っていません」の発言)

はい、大丈夫ですね。それでは抽選箱を抽選台に設置します。

それでは次に抽選の順序でございますが、「名付け親大賞」「名付け親賞」「優秀賞」「特別賞」の順で行ないます。抽選者につきましてはお手元の資料のございますとおり、「名付け親大賞」につきましては菅原郁夫合併協議会会長、「名付け親賞」につきましては協議会委員の皆様のうち新市の名称検討小委員会の委員になられました10名の皆様、それから「優秀賞」につきましては新市の名称検討小委員会委員以外の学識経験委員さん10名と、議会選出委員さんのうち町村議会議長であります委員さん10名の計20名の皆様、「特別賞」につきましては議会選出委員さんの議長さん以外の委員さん10名の皆様に、それぞれお願いいたします。

続きまして、ただ今申し上げました抽選の順序に基づきまして、抽選箱の中に入れます「抽選票」の確認を立会人お二方をお願いいたします。

最初に名付け親大賞の抽選票のご確認をお願いいたします。

これは新市の名称でございます漢字の「栗原市」をご応募された方364名分でございます。立会人の方、抽選票が人数分あることをご確認願います。

(抽選立会人から「人数分あります」の発言)

それでは抽選票を箱の中に入れてください。

(抽選票を箱の中に入れる)

ではただ今から抽選に入ります。抽選者は菅原協議会長さんでございます。菅原会長さんどうぞ抽選箱の前へお進みください。

それでは、名付け親大賞1名の抽選をお願いいたします。

(菅原会長抽選箱を振った上で、抽選票を1枚引く)

では、立会人の方、応募者名簿と抽選票が一致しているかどうかご確認をお願いいたします。

(抽選立会人から「一致しています」の発言)

一致しているとのことですので、菅原会長さんの方から当選者を発表していただきます。

○菅原合併協議会長 それでは名付け親大賞ということでございますので読み上げます。

新市の名付け親大賞は、栗駒町沼倉の遠藤勝郎さん、男性の方ですが、この方を名付け親大賞に決定いたします。(拍手)

○阿部事務局次長 ただ今菅原会長からございましたとおり、名付け親大賞は、栗駒町沼倉の遠藤勝郎さんに決定したようでございます。遠藤さんおめでとうございました。

○阿部事務局次長 続きまして、名付け親賞の抽選に入らせていただきます。

まず抽選票の確認を先ほどと同じように立会人の方をお願いする訳ですが、この賞は、新市の名称である漢字の「栗原市」をご応募された方の中からの抽選でございますので、先ほど抽選箱の中に入れました抽選票をもって抽選ということになります。立会人の方それでよろしいですね。

(抽選立会人から「分かりました」の発言)

それではただ今から抽選に入ります。抽選者は先ほど申し上げましたとおり、10名の委員さん方でございます。

それではですね、私の方から委員の皆様のお名前を読み上げさせていただきますので、順に抽選箱の前へお進み頂きまして、お1人1回ずつ抽選をお願いいたします。なお、抽選を終えられた方につきましてはご自分のお席にお戻り下さい。

では委員さんのお名前をお呼びいたします。築館町の長谷川厚子委員。若柳町の三浦徹也委員。栗駒町の佐藤多恵子委員は本日欠席でございます。高清水町の海老田慶子委員。一迫町の白鳥文雄委員。なお欠席委員分の抽選につきましては新市の名称検討小委員会委員長の白鳥文雄委員をお願いいたします。瀬峰町の津藤國男委員。鶯沢町の須藤 茂委員。金成町の後藤和廣委員。志波姫町の白鳥一彦委員は本日欠席でございます。花山村の中條彦登委員。

(各委員抽選箱を振った上で、抽選票をそれぞれ1枚引く。欠席委員分については白鳥文雄委員が更に2回引く)

では、立会人の方、応募者名簿と抽選票が一致しているかどうかご確認をお願いいたします。

(抽選立会人から「一致しています」の発言)

一致しているとのことですので、私の方から当選者を抽選順に発表させていただきます。

静岡県富士市の佐々木香公子さん。築館町左足の鈴木つるよさん。花山村本沢の四ノ宮和夫さん。

志波姫町刈敷の菅原勝子さん。栗駒町岩ヶ崎の菊地沙希さん。一迫町真坂の鹿野八重子さん。

栗駒町岩ヶ崎の豊田和子さん。若柳町川北の稲辺武男さん。花山村草木沢の狩野 博さん。

一迫町松原沢の狩野昭次さん。

以上10名の方に決定いたしました。おめでとうございました。

○阿部事務局次長 続きまして優秀賞20名の抽選を行ないます。

まず抽選票の確認を立会人の方をお願いする訳ですが、この賞は、新市の名称検討小委員会で選定されました第一次選定作品であります「北宮城市」「くりこま高原市」漢字の「栗原市」ひらがなの「くりはら市」「すばる市」の5点をご応募された方合わせて641名の中からの抽選でございます。そのうち先ほど抽選箱の中に入れました抽選票364名分を除きました277名分の抽選票につきまして、立会人の方のご確認をお願いいたします。立会人の方それでよろしいですか。

(抽選立会人から「人数分あります」の発言)

それでは抽選票を箱の中に入れてください。

(抽選票を箱の中に入れる)

ではただ今から抽選に入ります。抽選者は先ほど申し上げましたとおり、20名の委員さん方でございます。

それでは、私の方から委員の皆様のお名前を読み上げさせていただきますので、順に抽選箱の前へお進み頂きまして、お1人1回ずつ抽選をお願いいたします。なお、抽選を終えられた方につきましてはご自分のお席にお戻り下さい。

では委員さんのお名前をお呼びいたします。築館町の白鳥英敏委員はただ今遅れているようでございます。若柳町の中嶋太一委員。栗駒町の高橋伸幸委員。高清水町の武田正道委員は遅れているようでございます。一迫町の山村喜久夫委員。瀬峰町の佐々木昭雄委員。鶯沢町の伊藤竹志委員。金成町の飯田

明委員。志波姫町の千葉和恵委員。花山村の佐藤利郎委員。築館町の鈴木 守委員。若柳町の高橋義雄委員。栗駒町の千葉 久委員。高清水町の太齋俊夫委員。一迫町の石川憲昭委員。瀬峰町の佐々木幸一委員。鶯沢町の大内 朗委員。金成町の小岩誠二委員。志波姫町の菅原佑委員。花山村の中鉢泰一委員。

(各委員抽選箱を振った上で、抽選票をそれぞれ1枚引く。遅れている委員分については協議会副会長の佐々木幸一委員が更に2回引く)

では、立会人の方、応募者名簿と抽選票が一致しているかどうかご確認をお願いいたします。

(抽選立会人から「一致しています」の発言)

一致しているとのことですので、私の方から当選者を抽選順に発表させていただきます。

鶯沢町南郷の後藤多市さん。若柳町川北の清原通雄さん。一迫町久保田の狩野栄子さん。
瀬峰町藤沢の門脇敦志さん。金成町沢辺の斉藤竹治さん。栗駒町猿飛来の菅原閣郎さん。
栗駒町片子沢の千葉栄一さん。仙台市泉区の佐々木朋幸さん。仙台市青葉区の小野寺 薫さん。
東京都品川区の高田 剛さん。鶯沢町南郷の高橋 勉さん。金成町沢辺の大和 圭さん。
大阪府大阪市の池田大志さん。栗駒町中野の天童ひで子さん。築館町萩沢の鈴木浩枝さん。
栗駒町文字の後藤俊朗さん。一迫町柳目の堀江 伸さん。一迫町柳目の佐藤恭子さん。
北海道札幌市の小寺光雄さん。若柳町川北の清川洋子さん。

以上20名の方に決定いたしました。おめでとうございます。

○阿部事務局次長 最後に特別賞10名の抽選を行ないます。

この賞は、新市の名称にご応募いただきました方々の中の有効分全部が対象となっております。従いまして応募された総数のうち有効投票分の1,726名の中からの抽選でございます。そのうち先ほど抽選箱の中に入れました抽選票は641名分でございますので、それを除きました残り1,085名分の抽選票につきまして立会人の方のご確認をお願いいたします。立会人の方内容の方よろしいですか。

(抽選立会人から「人数分あります」の発言)

それでは抽選票を箱の中に入れてください。

(抽選票を箱の中に入れる)

ではただ今から抽選に入ります。抽選者は先ほど申しあげましたとおり、10名の委員さん方でございます。

それでは、私の方から委員の皆様のお名前を読み上げさせていただきますので、順に抽選箱の前へお進み頂きまして、お1人1回ずつ抽選をお願いいたします。なお、抽選を終えられた方につきましてはご自分のお席にお戻り下さい。

では委員さんのお名前をお呼びいたします。築館町の石川正運委員。若柳町に加藤雄八郎委員。栗駒町の千葉伍郎委員。高清水町の佐藤幸生委員。一迫町の佐藤重美委員。瀬峰町の佐々木幸男委員。鶯沢町の菅原 登委員。金成町の高橋光治委員。志波姫町の遠藤 實委員。花山村の茂泉文男委員。

(各委員抽選箱を振った上で、抽選票をそれぞれ1枚引く)

では、立会人の方、応募者名簿と抽選票が一致しているかどうかご確認をお願いいたします。

(抽選立会人から「一致しています」の発言)

一致しているとのことですので、私の方から当選者を抽選順に発表させていただきます。

花山村草木沢の三浦陽介さん。愛知県東海市の谷口滝也さん。築館町薬師の阿部秀哉さん。
瀬峰町藤沢の加藤恵一さん。若柳町川北の小野寺すじ江さん。築館町伊豆の白鳥秀悦さん。
一迫町真坂の菅原佑記さん。築館町久伝の熱海 了さん。栗駒町岩ヶ崎の松本きし子さん。
栗駒町八幡の白鳥嘉浩さん。

以上10名の方に決定いたしました。おめでとうございます。

○阿部事務局次長 以上を持ちまして、名付け親大賞等の抽選が全て終了いたしました。皆様大変お疲れ様でございました。

なお、この抽選結果につきましては冒頭にも申し上げましたが、ただ今事務局の方で様式に記入をいたしまして、後ほど各委員さん方のお手元にお配りいたしますので、よろしく願いいたします。
以上で終了いたします。

○議長 皆さん大変ご苦労様でございました。

ただ今事務局から説明がありましたように、抽選の結果につきましてはただ今事務局の方で鋭意作成中のごさいますので、これは後ほど皆様方に正式なやつをお配りいたす予定でございますからして、よろしくひとつご了承を賜りたいというふうに思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時12分 再開

○議長 休憩前の会議を再開いたします。

5. 協議事項

○議長 それでは5番目の協議事項に入ります。

協議第23号の2下水道事業に……（「議長」の声あり） はい、石川委員。

○石川正運委員 先ほど会長の挨拶の中にもありましたけれども、提案事項にあります協議第8号の2 新市の事務所の位置について、協議第12号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、各小委員会の委員長から報告が出されたようでございますので、この2ヶ件を協議事項の初めに協議の上、決定をしてはどうかと思いますので、委員の皆様方にお諮りいただきたいと思います。

○議長 ただ今築館の石川委員から、提案事項で、後で協議を申し上げようと思っておりました協議第8号の2 新市の事務所の位置について、協議第12号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、この協議の議題23号の2の前で協議決定してはどうかという提案がございました。これに皆さんご異議ございませんか。（「賛成」「提案されていませんよ」の声あり）

いや、これをまず最初にね、審議してはということでございますので、よろしければ提案いたしますが、いかがですか。これを先に協議することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、異議なしと認めます。

協議第8号の2、それから協議第12号の2は、まずもって最初に協議してまいりますので、ご了承

下さい。

それでは、皆さんのお手元に、協議第8号の2、それから協議第12号の2を配付しておりますので、これをご覧願います。

協議第8号の2 新市の事務所の位置について

○議長　それでは、協議第8号の2 新市の事務所の位置についてを協議議題に供してまいりたいと思いますが、よろしゅうございますね。（「はい」の声あり）

それでは、協議第8号の2 新市の事務所の位置についてを協議議題にいたします。

これは、先ほど私の挨拶でも申し上げましたように、平成16年1月14日付をもちまして、栗原地域合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会委員長鈴木 守委員から報告書が出ております。これらを含めて、小委員会の委員長から報告していただくことにしてよろしゅうございますね。（「はい」の声あり）

それでは、小委員会の委員長鈴木 守委員に報告していただきます。

○鈴木 守新市の事務所の位置等検討小委員会委員長　ただ今紹介いただきました、新市の事務所の位置等検討小委員会の委員長をしております鈴木でございますが、報告をいたします。

平成15年9月19日の第4回栗原地域合併協議会において付託決定された新市の事務所の位置については、下記のとおり検討したので報告します。

記

- 1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。
- 2 新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする。
- 3 将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする。

栗原地域合併協議会

会長 菅原 郁夫 殿

平成16年1月14日報告

栗原地域合併協議会

新市の事務所の位置等検討小委員会

委員長 鈴木 守

協議の経過につきましては添付しておりますが、審議の過程において、本協議会で口頭でよいから、報告するようにとの確認がなされていますので、その事項を報告いたします。口頭での報告でございます。

第3回の合併協議会において提案し、第4回の協議会において、新市の事務所の位置については、小委員会に付託ということでした承され、去る9月19日に、「新市の望ましい本庁舎の位置や庁舎の設置方式等について、新庁舎建設の必要性も含め検討」ということで、当小委員会が設置されました。

委員の構成については、ご覧のとおりでございます。

続いて、小委員会の開催概要でございますが、昨年10月5日の第1回から、年が変わりまして、1

月6日までの6回にわたり、これまで検討を重ねてまいりました。

第2回目までは具体的な意見集約までには至りませんでした。第4回目の小委員会において、協議過程の中から「新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする」「現在の10町村の庁舎については、当分の間、総合支所方式とする」「新庁舎の建設については、住民の利便性や新市の財政状況等を考慮して、新市において検討する」ではどうかとの提案があり、これらの提案について内容を整理、集約し、次回の小委員会前に、事前に各委員に配付の上、意見をまとめ、第4回的小委員会から検討しております。

その協議の結果、新市の事務所の位置については、「築館町役場は住宅密集地のため、駐車場の確保、増改築のできない状態を考えれば、金成町役場でいいのでは」「新しいまちづくりという観点から、一度金成町役場にしてみようか」との意見もありましたが、「交通の利便性や官公庁も集中していること」「災害時の災害対策本部機能を確保できる耐震建築であること」などを考慮すれば、現在の築館町役場の位置がいいのではないかという意見が大半を占め、新市の事務所の位置については、当分の間、現在の築館町役場の位置に集約されました。

庁舎の設置方法については、「総合支所方式では人員等の削減効果が見えてこない」「合併のメリットを得るためにも、また合併して早く一体感を出すためにも早く新庁舎建設すべき」との意見も出しましたが、本庁舎にすべての管理部門が入りきれないことも考えられることから、「住民サービスの機能低下をさせないような形で、一部分庁方式を含む総合支所方式がいいのでは」との意見が大半を占め、「新市の事務所の設置方式については、一部分庁方式を含む総合支所方式とする」に集約されました。このことについては大分協議がなされ、この文言の意味の中には、合併前の窓口業務等、住民に深く直結する機能は最大限維持していくという意味も含まれております。これらの文言を加えることで、誤解されることなく、誰が見ても分かりやすく表現できないかとの意見もあり、論議されましたが、この設置方式の表現にとどめ、委員長が協議会で協議経過を含めて報告するというところで了承されたものであります。

続いて、新市の庁舎建設、位置等についてでございますが、合併前に建設する方向性を見出すべきか、新市において検討すべきかも時間をかけ協議されました。「合併のメリットを得るためにも、早い時期に新庁舎を建設すべき」「これについては、財政が問題なので、当小委員会で建設の時期についてはある程度コンセンサスをとっておくべき」「合併して一体感を出すためにも、新庁舎を建設すべき」という、新庁舎建設の方向性を見出しておくべきとの意見も出されましたが、「財政計画が見えない段階や、新市の組織機構が見えない段階で新庁舎建設は論議できないのではないか」「検討される課題が多いので、市民を交えた審議会等を立ち上げて慎重に検討すべき」というような意見が大半を占め、「将来における新市の庁舎建設及び位置等については、住民サービスや利便性、新市の財政状況等を考慮し、10年を目途に新市において検討するものとする」に集約されました。これは、10年の間何もしないということではなくて「10年を目途に」とありますが、いろんな諸問題等について検討し、財政状況が許せば、合併後3年や、あるいは5年後に庁舎建設もあり得るということで、建設する、しないをあわせて、新市において検討するということです。

以上で、栗原地域合併協議会新市の事務所の位置等検討小委員会における協議経過報告といたします。

○議長 はい、ありがとうございました。

ただ今小委員会の鈴木委員長の方から、文書でもって報告書が読み上げられました。なおかつまた、口頭でもって協議会の方に報告するというので、口頭も交えての報告もございました。これらを含めて、これから質疑に入りたいと思います。

ただ今委員長から報告された内容についてご質疑等がある方、ご質疑をしていただきます。ございませんか。高橋委員。

○高橋光治委員 ただ今委員長の報告の中に、今後の庁舎の建設の中で、合併後3年や5年後というような、速やかなというような意見が出された部分もあったようです。最終的には、10年を目途に財政状況を考慮してという内容で聞きましたが、私確認で申し訳ないのですが、合併は17年3月14日ということになれば、財政状況を見ますと、合併の1年目というのは、3月14日、15日からどこまでが1年目で、5年後とか10年後というのはどこなのか。この点をぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長 ただ今のご質問、委員長、いいですか。

○鈴木 守新市の事務所の位置等検討小委員会委員長 正直申し上げまして、そこまでの議論は出されませんでした。ということで、これは事務的なこともございますので、私も非常に約半月の間が1年とカウントされるのかどうか疑問もございますので、事務局の方より答弁をさせます。

○議長 では、事務局の方で考えていることについて答弁をして下さい。

○濁沼事務局次長 お答えいたします。1年目は17年度とご理解いただきたいと思います。

○議長 高橋委員。

○高橋光治委員 ただ今17年度ということになれば、1年目は平成17年3月15日から31日までの末日ということの考え方でよろしいのかどうか。2年目というのは、18年4月1日からということなのであります。この点をきちっと、今後財政状況などが出てくるときに、確認しなければならないと私は思っているんです。聞こえてくるところによりますと、3月31日に合併すれば、合併の1年目は31日の1日と聞くものでありますから、当栗原市の場合には、1年目は15日から31日までであるか、再度確認をさせていただきたい。

○濁沼事務局次長 今の部分は、合併特例債の10年の部分ではなくて、先ほどの文言の部分の1年目という部分については17年度。当然自治体の会計年度は4月から3月までということでありまして、1年度については17年ということになります。

○議長 そうすると、私から言い換えませんが、3月14日から31日までは16年度の予算ということと解釈してよろしいですね。そして、1年目は17年4月1日から18年3月31日までを1年目とするんですか。

暫時休憩をします。

午後2時22分 休憩

午後2時27分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続きまして、再開いたします。

高橋委員に対する答弁を事務局の方からいたさせます。事務局答弁。

○鈴木事務局次長 先ほど高橋委員さんから質疑がございました、合併の初年度はいつなのかということ

とでございます。これは、合併した日の属する年度が初年度という考え方です。

○議長 いいですか。初年度は合併した年度が初年度だそうです。いいですか。（「分かりました」の声あり）はい、ありがとうございます。

それでは、若柳の加藤委員、ご質疑をお願いします。

○加藤雄八郎委員 質疑ではなくて確認をしたい。私は小委員会の委員をしておりまして、質疑ではなくて、確認をお願いいたします。

この答申案の今提案になっております3点目、「将来における新市の庁舎及び位置等については、10年を目途に新市において検討するものとする」とあります。目途というのは、目標の漢字的に使うときに目途というんだそうであります。つまり10年後を目標に検討するんだと。ところが、先ほどの委員長の話でありますと、3年でも5年でも市役所ができるときは造るんだということでは、随分違うのではなからうか。目標というのをに入れておいて、あとは3年でも5年でも、委員長の話であれば、いつでも建設もできるし、ほっとくこともできる。そうしますとね、この「10年を目途に」というのは要らないんですよ。「新市において検討するものとする」というのが分かりやすいと私は思います。どうでしょうか。確認だけです。

○議長 ただ今加藤委員から、このような確認の質問がございました。いかがですか。

○鈴木 守新市の事務所の位置等検討小委員会委員長 お答えになるかどうか分かりませんが、目途というのは目標とかいろいろ二、三意味があるようでございますが、加藤委員さんも私たちの小委員会ですね。この文言を十分に検討して提出した訳でございますので、加藤委員さん、この件はお分かりだと思えます。（「異議なし」の声あり）

○加藤雄八郎委員 私は目途について文句を言っている訳ではないんですよ。これでみんなが認めたものですから。ただ、問題は、今委員長が言った、3年でも5年でも造りますよというのでは、違うのではなからうか。趣旨から離れているのではなからうか。なぜかといいますとね、この間新聞で私ちょっと見たんですけども、10年以内に新庁舎を建てる。多分新聞記者の人は、あそこの委員会の中で10年以内に立ててもいいんじゃないかという意見が出たときに、そのまま書いたから10年以内と。だから私は、しっかり確認すべきだなと思うんですよ。だから、私は委員長に文句を言っている訳ではない。さっき言った、5年だか、3年だか、10年以内だか、建てるのかどうか、それを確認したいと言っただけです。誤解のないようにしていただきたい。

○鈴木 守新市の事務所の位置等検討小委員会委員長 今お話のとおりでございます。（「議事進行」の声あり）

○議長 遠藤委員。

○遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

小委員会の方々、大変ご苦労さんでございます。そこで、私もあえて私の希望を話させていただきますと、この3番の「10年を目途に新しい市において検討する」ということは、私の感じからすれば、1年から9年間は何もやらないという一つの、10年目にそのことを議論するというような、私のとり方でございます。やはり新生栗原市になれば、我々の市のシンボルとして、あるいは住民のサービスの中枢機関として、早い時期に新市の庁舎を建てて、先ほど委員長の口頭報告の中では、3年もあり得ますよと、あるいは5年以内もあり得ますよという口頭報告はいただきましたけれども、この委員長報告

がこのまま本協議会で決定されますと、栗原市の皆さんは、少なくとも10年後において、そのことについては検討するんだなという、一昔過ぎる訳でございます。その辺の早い時期とか、あるいは新市において早い時期に市民のための市役所を建設しますよという表現の方が、私は一番、我々として期待し、あるいは希望するのではないかと私は感じます。以上です。

○議長 委員長。

○鈴木 守新市の事務所の位置等検討小委員会委員長 先ほどから話をしておりますように、遠藤委員さんと同じような小委員会の考え方でございます。

○議長 はい、若柳の高橋委員。

○高橋義雄委員 若柳の高橋でございます。

事務所の位置等検討小委員会の委員長さんを初めとしまして、委員の皆様方には、6回ですか、協議を重ねられて、今日のご報告となったということで、今報告を受けた訳でありますけれども、大変ご苦労さんでございました。その労に対しましては、本当に感謝を申し上げます。ただ、内容につきまして、若干私もこれでいいのかなという感じがいたしますので、お話しさせていただきたい。

今日ご報告いただきましたのは、昨年8月28日開催の第3回の協議会において提案された内容でありまして、私は提案内容を見まして、私の考えていることとは、位置等については若干違うところもある訳でありますけれども、提案されました内容につきましては概ねいいなど。これがいい案だなと思っておった訳であります。たまたま今日出ましたこの報告内容を見ますと、それからすると、あの提案された内容からすると、ずっと建築の分については後退してきているということでございまして、最初に本協議会に提案されました案が後退した内容になっているので、審議過程において、あの原案がどのような会議のもとに、話し合いのもとにこれほど後退してきているのかなという感じな訳です。その点を委員長さんにお伺いしたいと思います。まず、最初にそのことをお尋ねします。

○鈴木 守新市の事務所の位置等検討小委員会委員長 はい、お答えします。

いろいろ議論があった訳でございます。先ほど報告しましたように、2回につきましては、本当にどうなるのかなというような感じがあった訳ですが、最初の方から申し上げますと、本提案をどうするか。全く白紙の状態では始まるべきではないかという話から始まりまして、いろいろ検討したのですが、やはり落ちつくところは、あの案がほぼ基礎をなすということで、あの協議会の案を含めて、この案を作ったというものでございます。

○議長 はい、高橋委員。

○高橋義雄委員 若柳の高橋です。

今、あれが叩き台になって、今日の報告になったということでございますが、その協議経過の報告もいただきました。それはそれで分かりましたけれども、このことについて、委員長さんにだけの質問のやりとりというのちょっとどうかとは思いますが、口頭報告の中で、今うちの方の加藤委員からもお話がありましたが、建設については、第6回の協議経過の中にこう書いてあるんですね。「住民サービスの利便性、新市の財政状況」、これは3番目の案ですけれども、これについて、「財政状況が許せば、3年や5年後の庁舎建設もあり得るということ、又、新市になったら建設するか否かも含めて検討するという意味を含んでいる」ということであります。私もはっきり申し上げれば、先ほど志波姫の遠藤委員が言ったように、建設をはっきりと明示すべきだという考えを持っておりまして、そのこと

を申し上げたい訳です。

それで、ここに財政状況が許せば3年なり5年なりと、私もこの会議をちょっと傍聴させていただきまされたけれども、あの時ですね。そのように、財政状況が許せば、前倒しの建設もあり得るんだといったようなお話がたびたびなされたようでありますけれども、建設した方がいいと。すべきだという立場から申し上げれば、そういうことであれば、財政状況が許せばというよりも、建築するんだ、建設するんだという立場に立って財政計画を立てるべきだと、私はそのように思うんです。そのことについて、どんなふうにお考えになっているのか。これは委員長さんから口頭でお話を承りましたから、それはそれで結構です。これは、事務当局あたりでは、あのようなお話を受けて、どんなお考えを持って、あの会議の場に臨んでおられたのかなと思います。財政状況が許せば、5年の前倒し、3年に前倒しするというような話もありましたから、そのことを事務当局はどのように考えておられるのか。いずれ財政計画は立てなければならぬと思うんですよね。そのことをお聞きしたいし、何回もくどいことを申し上げるのは嫌ですから、はっきり申し上げますけれども、今日ここにこの報告が出たということは、各町村の町村長さん方はすべてご存じでありましょう。それで、報告も受けているんだと思います。そして、今日ここにこのようにしましょうという話し合いのもとに、この会議に臨んでいるんだと思うんですが、この報告を見まして、町長さん方は庁舎建設について一体どのような考えをお持ちになっておられるのか。まず、その点について私はお伺いしたいなと思います。

それで、庁舎建設をするための、しなければならぬという理由はさまざまありますけれども、今ここで申し上げません。これは皆さんご存じのことです。一々私もメモしてきましたから、読み上げれば、全部しゃべれる訳ですが、そのことは言いませんが、私はとにかく前回、8月に提案されたよりも大きく後退していて、これでは建設するのかもしれないのかさっぱり分からない。そして、先ほど言われたように、9年目、10年目から検討に入るのか、そういったようなことも見えない。これで、果して住民が納得するかどうかという感じを持っているんです。ですから、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長　それでは、この提案をするに当たりまして、町村長もよく検討いたしました。その結果を省略して、会長の方から報告します。

庁舎については、当然これは建設する場合は、合併特例債というものの期限内に建てるべきであろうという考えを持ちました。よって、財政計画に載せるべきであるということで考えました。それで、いずれは新市によって検討することになりますが、財政計画上は、当然庁舎を建設する考えを持ちながら、財政計画を立てるべきであろうということで、事務当局と協議を致した次第でありますし、町村長でそのような話し合いを致した次第でございます。

○高橋義雄委員　若柳の高橋です。

今会長の方から、はっきりとそのようにお話し、財政計画を立てるべきだということでありますが、だとしたならば、やっぱりこの3番目の将来における新市の庁舎建設及び位置等についての関係については、やっぱりこの部分で、最初は5年以内で提案した訳です。5年以内の建設を図ると。目標にして図るという提案をした訳です。それが後退したということなのでね、財政計画を立てて建築する方向で町村長さん方が、財政計画を立てて建設していこうというような腹構えがあるのであれば、当然この文言も多少は、大変小委員会の方々には申し訳ないが、修正をしまして、建築するという方向をは

っきり明示すべきだと私は思います。そのことをすべきだと思うんですが、このことについてはどうでしょうかね。

○伊藤竹志委員 鶯沢の伊藤です。

ただ今高橋委員のお話によると、大変ご苦労様でしたと言いながら、私どもの6回の討論が後退をしたということで、何か非常に寝ていたのではないかというような言われ方をされたような気も、ちょっと印象を受けたのですが、私どもの討論の内容は、確かにそういうふうを受け取られたかもしれませんが、内容的には、まず一つ、事務局の方から、実際に建てられるのかどうなのかと。合併特例債が幾ら使えるんだというようなことについても、まだはっきりしないと。どのような財政状況なのかということが、まだはっきりしないと。そういう中では、やはり今市役所を建てるということを決めるのでなくて、やはり新市で検討すべきだという討論は、随分長い時間、まずやられたということをご理解いただきたいし、随分長い時間やったということが一つあるんです。

それとあともう一つ、郡民の願いと言われてはいますが、決して鶯沢の方はそんな要求はない訳です。何か全部郡民が市庁舎を建ててくれという話もない訳ですし、むしろ庁舎を建てるということで心配される郡民が多いという事実も、私たち知らなければいけないと思うんです。やはりそういった郡民の気持ちを配慮した上で、やはり十分財政状況を考えた上で、郡民が安心して、これなら大丈夫だという庁舎を建てようという内容ですので、私はこのまま審議を続行していただきたいと思います。

○議長 分かりました。

はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 栗駒の千葉です。

小委員会に私入っております、今日報告をするまでには、今鶯沢の伊藤さんが言いましたように、議論に議論を重ねて今日に到達しました。そういう意味からいたしますと、若柳の今お2人の方から、いろんな角度から言われましたけれども、行き着くところは、本当に特例債の527億円が使えるのかという議論をすれば、財政当局から言わせれば、200億円とも250億円とも限度ですと。その中で60億円なり70億円をとってしまったら、合併のための住民サービスの分はどうなんですかということなどを考え合わせ、栗駒町の財政危機を招いた経過などを見ますと、慎重の上にも慎重に対応すべきだということを、私は繰り返し申し上げてきました。したがって、今会長が、財政計画に載せるんだと言いました。そんなにね、会長ね、そこまで踏み込んで、今日答弁をするような形にね、なるというのはね、私は委員会の審議経過を十分に議論した上での経過からすれば、慎重にやっぱり発言していただきたいと私は思っております。建てればいいというのではないんです。

それから、今私たちの町も地震でやられましたから、建てなければいけないです。新庁舎にほとんど切り替わっています。何町村か除きますと立派な庁舎であります。できるだけ活用しながら、財政危機を招かないような、なだらかな合併に持っていけないのかと、財政上も。こういうことから、私は今回の委員長報告で集約をしたような状況でよかったのではないかと。特にこの報告をまとめるに当たって、若柳の加藤委員が文書で出されました。ですから、そういう状況を踏まえれば、私は小異を捨てて大同につくという原則に、私は返っていただきたい。このことだけ申し上げておきます。

○議長 ちょっとお待ち下さい。いろいろと混乱しておりますが、いずれは委員会の報告をここで採決していくのが本来の姿になってきたのではないのかなという気もするんですが、委員長報告です

ね。（「採決は勝手だ」「質疑あります」の声あり）ちょっと待って下さい。（「質疑あるんだもの、質疑やったらいいっちゃ。質問する人いるんだもの」の声あり）では、分かりました。

高橋委員。

○高橋義雄委員　今質疑やらせろというような話がありましてね、何かちょっと私もこんがらがっているんですが、これは委員長報告なんだね、今ね。いいんだね、委員長報告で。本来であれば、小委員会の委員長さんにお尋ねをするというのが筋なんだよね。ですが、これは8号の2というのは提案されるといいんですか。いいのね。はい、分かりました。

それでは、今伊藤委員、それから千葉委員からいろいろとお話がありましたけれどもね、私は合併の大きな目的の中に、経費の節減と国からの財政支援による財政基盤の強化を図りながら、住民の生活環境の整備や医療福祉など、高度な行政サービスの要請に応えていくという大きな目的を持っていると思っています。また、住民が合併に期待しているものに、経費削減効果による高度な行政サービスを期待している。それから、新しい市の活性化と発展も期待しているんだと。

それでね、今私は速やかに建設すべきだという意見を持っているんですが、その理由に、はっきり申し上げまして、これは何回も恐らく小委員会で議論されてきているんだと思いますから、私はこれに入っておりませんから申し上げるんです。市のシンボルとなる庁舎を建設することは、新しいまちづくりにつながり、市の活性化が期待できるとともに、住民意識の中に旧町村の枠組みを超えた新市の一体感が醸成される。一つの目的です。それから、庁舎を建設し本庁方式にすることにより、職員の大幅な削減が可能となり、庁舎の建設費を考慮しても、将来基金の積み立て等も可能であり、建設資金すべてを合併特例債に頼ることもなくなる。そういったようなことも考えられます。それから、財政基盤の強化。分庁舎方式を含む総合支所を将来にわたってずっと採用した場合、人件費の削減が余り見込めない。市の財政基盤の強化は期待できなくなる。そのことによって、合併の効果が薄れるのではないかと。以上のようなことから、速やかに庁舎を建設して本庁方式をとり、そして削減効果を期待して、合併の効果を出すべきである。私はそのように思っているんです。

ですから、最初に8月に提案された内容で概ねいいなと思っておったのが、後退したというのは、そのことの後退ですから、伊藤さん、議論が後退したということではありませんから、誤解のないように。ここでは10年を、まだ10年以内に建設するとか、そういったようなことが入っていれば、まだいいんですけれども、全くこれでは見えないんですよ。そしてね、報告の2番目に、「新市の事務所の設置方式については、一部分庁舎方式を含む総合支所方式とする」。最初に1番目が、「当分の間、築館町役場とする」、2番目がこれですから、ずっとこのままでいく可能性があるんですよ。建築しなければ、これで合併の効果が期待できるんでしょうかね。人件費の削減は可能でしょうかね。ですから、速やかに建築すべきだとそのように申し上げているんです。このことについてどうでしょうか。

○鈴木 守新市の事務所の位置等検討小委員会委員長　お答えいたします。

速やかに庁舎を建設すべきという意見の一方、そのようなものをする、財政問題があるし、それで本当に住民サービスができるのかと、そういう意見がいっぱいあるんですけどもね、そういった極端な話ということで、端的な話が出てきた訳でありまして、ここは小委員会としては、大多数の方々が10年を目途と言っていますが、先ほど言いましたが、5年もあるいは3年もあるということでございますし、あくまで10年でなくてはならないということでございませぬので、いいということで、このような

案をまとめた訳でございます。当然小委員会でも、先ほど高橋委員からお話があったことにつきましては、十分に検討したものと思っております。

○議長 はい、もう1回。

○高橋義雄委員 分かりました。ですからね、また話が戻りますけれども、委員会の中でね、5年なり3年なり前倒しをしてもいいんだと。これは条件付訳ですね。財政事情が許せばと。そういう条件が付く訳ですよ。逆に言えばね、そうしたらば、千葉委員が言ったようにね、特例債の関係で皆住民サービスのために使おうという、財政がね、合併特例債がね、そういう話がね。（「そんなこと言っていない。違う」の声あり）いやいや、500億円とか何とかのうちの使える部分がこのぐらいだというふうな話を事務当局が言ったという話でね。ですから、医療なり福祉に使うということがあって、もし財政事情が建築まで回らないといったことになれば、この文言でいくと、絶対建たないということですよ。ですから、そういうふうな3年でも5年でも前倒しをして建ててもいいんだという議論があったとすれば、きちっとした建築するという財政計画を立てて、年限を切って、特例債があるうちに建てるんだという文言に変えればいいと思うんです。それができないでしょうか。

○鈴木 守新市の事務所の位置等検討小委員会委員長 お答えします。先ほどから申し上げており、小委員会でもそういう案はいっぱい出まして、大分検討しましての、この成案でございますので、ここで「10年を目途」ということにつきましては、先ほど私が申し上げましたことは、十分踏まえて加味されていると思いますので、私としては当然これを覆して変更するということは、決してできないと思います。

○議長 はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 進め方の関係でちょっと会長にお尋ねしておきたいのですが、今は委員長報告に対する質疑なんです。したがって、先ほど私ちょっと触れましたが、財政計画に載せませんという会長の話は、私は行き過ぎだと思うんです、今のこの席では。委員長報告に対する質疑では、会長の答弁としては、私はなじまないと思います。撤回をしていただきたい。

○議長 ちょっと待って下さい。これは、提案をする前に町村長たちが協議をした際の話を上げただけです。それで、今後財政計画は、また別に皆様のご審議を煩わす機会がございます。それが原案として出てまいりますので、今までいろいろと各委員から質疑があったことを、我々町村長としてもよく考慮いたしまして、今後考えていかなければならないだろうと思いますので、ご了承下さい。（「議事進行」の声あり）

それでは、ただ今協議第8号の2で、新市の事務所の位置について委員長から報告がございました。よって、協議第8号の2 新市の事務所の位置について、次のとおり提案するということで、ただ今提案しておる内容で決定することにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。それでは、協議第8号の2については、原案をもって了承することに決定してまいります。

それでは……、（「何で」「8号の2はこれで決定したんだもの」「決定して、これから提案するの」「いや、提案して決定した」の声あり）提案したので、8号の2はこれでいいですかと諮ったんです。それで了解ということですから、これで決定です。いいですか、分かりましたか。（「はい」「話

はわ分かったけれども……」 「議事進行」の声あり)

それでは、協議第8号の2については、以上のとおり協議了承することにしてよろしゅうございますね。（「はい」の声あり）決定してまいります。

協議第12号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

○議長 続いて、協議第12号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、このことについては、1月15日付、本日付をもちまして、栗原地域合併協議会議会議員の定数及び任期等検討小委員会高橋義雄委員長から、協議会会長に報告がされました。これを委員長の方から報告いたさせます。

○高橋義雄議会議員の定数及び任期等検討小委員会委員長 それでは、ただ今から議会議員の定数及び任期の取扱いについての小委員会の報告をさせていただきます。議会議員の定数及び任期等検討小委員会の委員長を仰せつかっております若柳の高橋でございます。私の方から、検討結果を報告させていただきます。

まず、結論から申し上げます。

議員の定数及び任期の取扱いについて

1 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会議員の定数は、30人とする。ただし、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項に規定する議会の議員の定数に関する特例を適用し45人とする。

2 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し合併前の関係町村の区域ごとに選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は、築館町の区域7人、若柳町の区域7人、栗駒町の区域7人、高清水町の区域3人、一迫町の区域5人、瀬峰町の区域3人、鶯沢町の区域3人、金成町の区域4人、志波姫町の区域4人、花山村の区域2人とする。なお、次回の一般選挙では選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。これが小委員会のまとめた結論でございます。

続きまして、若干審議の経過等について説明をさせていただきます。

まず、皆さん方のお手元の資料の2ページ目をお開きいただきたいと思います。2ページ目からは、この小委員会の審議の経過について書いてございます。

回数は、今日午前中に行いましたので、8回を数えました。なかなかにして難しい問題でありまして、各委員からいろいろとご意見がありました。

2回目までは具体的な意見の集約がありませんでしたけれども、第3回目に、在任特例についてという話がございます、在任特例の意見がありました。在任特例を一時棚上げしたという事実がございます。しかし、第4回目に協議の結果、在任特例については選択しないというような話になりまして、本則選挙と特例定数について重点的に協議をしたということでございます。

それから、4回目の会議で、合併を推進するには定数特例もやむを得ないという意見が大半を占めるようになりまして、選挙区を設けないなら定数特例を選択する必要がないという意見があり、第5回目からは、選挙区を設置するかどうか話し合いの争点となったということでございます。

第5回目と6回目までは、選挙区を設置するかどうかで委員の意見が平行線をたどりまして。協議の中で、「小規模町村に配慮するには選挙区を設けるべきである」、また「選挙区を設けて1人の議席を

確保することが小規模町村への配慮と言えるのかどうか疑問だ」と。あるいはまた「各町村から確実に議員を選出するには選挙区を設けるべきである」といった意見や、それから「栗原全体を見渡せる議員を選出するためには選挙区は不要だ」等々の意見が出まして、意見が一致しませんでした。

第7回の会議になりまして、選挙区を設けるか設けないかが、選挙区を旧町村単位で設置するという事で意見の一致を見ました。意見の違う方々が歩み寄りをしたということでございます。それで、先ほど申し上げましたような結果で集約されたということでございます。

以上で、栗原地域合併協議会議会議員の定数及び任期等検討小委員会における協議経過の報告といたします。

○議長　ご苦労様でした。

それでは、ただ今議会議員の定数及び任期等検討小委員会の委員長から報告が出されました。この報告について、質疑に入ります。加藤委員。

○加藤雄八郎委員　委員長に質問いたします。私8回選挙出まして、2回落選いたしました。選挙というのは難しいものである。考えますに、選挙というのは選挙の神様がいるんだろう。この間、私も選挙をやりましたけれども、「いや、加藤さん、トップ当選だから、あなた大丈夫だから」と言われて、50票減らしました。それからもう一つ、下位当選した場合には、必ず心配して当選してくるということでありますし、また大きな地域よりも小さな部落の方の議員さんの方が、結束して当選している。なかなか選挙というのは難しいものだと思っております。

それから、私は今そういう時にね、それからもう一つはね、議員をやってみて思うのは、私部落から推薦もありませんけれども、やっぱり議員心理としては地元優先で来ています。そうした場合には、選挙区を設けた場合、どうしてもその選挙区だけを一生懸命頑張って、栗原全体を考える議員が少ないんだろうと私は思うんです。そう考えるときに、小さな部落だって当選する力がある。それから、やっぱり今私どもが求められているのは、若柳とか築館とか栗駒ではなく、栗原全体を考える議員が欲しいんだと思うんです。そういうときに、やっぱり私は選挙区を設けるのもいかがなものかと思えます。議員心理からどうか、まずそういうものを審議したのかお聞きしたいと思います。

それから、定数の問題です。若柳町議会では去年の9月に30人という決議を出しました。その中で、1割、2割が大きくてもいいや、出てもいいやという考えですけれども、私選挙が終わったら、変わるのではないかと思ったんですけれども、今度新しく当選した議員も含めて、若柳町では、若柳町議会では、やっぱり法定定数30人でやるべきではないかと。なぜなら、財政改革をする意味も含めて、まず住民の代表である議会が議員を減らす必要があるのではないかという考えを持っております。そういう意見も出たものかどうかお聞きいたします。

○高橋義雄議会議員の定数及び任期等検討小委員会委員長　最初の1点目の質問でありますけれども、先ほど審議経過の中で申し上げましたが、いろいろな議論がありまして、そういったような議員心理といいますかね、そのような場合といいますか、そういったようなことまでいろんな面で、あらゆる面で区割りをするべし、あるいは区割りをしない、オープンにするべしという議論が多くあったということでございまして、あらゆる角度から、余り議論しなかったのは財政面でございます。あとはほとんど議論しているということでございます。

本則定数の話、当然第3回目の委員会の中で、各委員からお話を伺った経過がありまして、本則選挙

を主張する方10人、特例定数を主張する方9人、在任特例を主張する方1人ということで、合計20人で、そのような主張の違いの中からもいろいろと議論をしながら、8回を数えて、この報告になったという訳でございます。

○議長 よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑、はい、石川委員。

○石川憲昭委員 一迫の石川でございます。

今回の定数につきましてですが、8回ということで、委員の皆様もご苦労様でございました。実は昨年12月26日の最終的に人数が決まった訳でございますが、私ら議会に報告ない間に、ばつと新聞に載ってしまったと。マスコミが先行してしまったような感があった訳でございますが、それについては少し私らも早過ぎたのではないかなというふうに思っている訳でございます。

それで、12月26日の合併協議会議会議員の定数及び任期等検討小委員会決定の定数特例、45人とするということについては、小委員会の8回にも及ぶ検討の結果についても尊重するものであります。一迫町議会においては、報告を受けたところ、議員の中には、まだ本則の30人とすべきという意見があった訳でございます。報酬の額等がまだ決定していない段階で、はっきりした計画は見えない訳でございますけれども、経費的にも相当の負担が出てくると考えられますので、結論を急ぐことなく、協議会でも、なお慎重に議論を戦わすべきだと意見がありましたので、その点についてよろしく対応をお願いしたいと思います。以上です。

○議長 今のは委員長に対する質疑でもないようございまして、一迫町議会の考え方についてあったようですが、そのことについて委員長、今ここで答弁できますか。

○高橋義雄議会議員の定数及び任期等検討小委員会委員長 今、一迫の石川委員から話がありましたのは、一迫は一迫町としての議会のご意見があつて、そのようなお話をなされたんだとは思いますが、この協議会の中でよく検討して欲しいというようなニュアンスで私は受けとめたんですけれども、とすれば、小委員会委員長の答弁ではなじまないと思います。

○議長 はい、石川委員。

○石川憲昭委員 ですから、小委員会の出した結論というのは尊重する訳です。これ、合併協議会の中でほかの委員さん方、20名を除く皆さん、30何人いる訳ですけども、そういった方々も、この問題につきまして討論なり意見があれば、そういう意見を出していただきまして、委員会の決定には従う訳でございますけれども、そういった議会としてやりましたということをお願いしたい訳でございます。以上です。

○議長 はい、分かりました。後でまた協議会で議題にした際に、それらについて諮ってまいります。

そのほか委員長に対する質疑、一迫町。

○山村喜久夫委員 一迫町の山村です。

委員長にお聞きしたいのですが、小選挙区の説明はありましたが、定数の45人とした説明が、私純粹に考えて説明がなかったような感じを受けましたけれども、45人とした説明をお聞きしたいと思います。

○議長 委員長。

○高橋義雄議会議員の定数及び任期等検討小委員会委員長 大変失礼いたしました。

定数45にしたというのは、まず12月26日の小委員会、第7回目でありましたけれども、その中でいろいろと区割りをすべし、いや区割りをしないでオープンにすべしという意見が、概ね13対7です。区割りをすべしという方が13人、区割りをなくすべしという方が7人。そういう間での議論で意見の集約をする訳でありますから、いろんな話がありまして、一つのいろいろと話し合いの中で、とにかく集約されて、区割りを設けるという話になりました。そこで、この会議を8回やる中でいろいろと話されましたのは、小さな町村に配慮すべきだといったような意見が多くありました。特に区割りを主張する方々の意見の中には、そのようなご意見が強かったように思います。

それで、区割りを設けることに意見がまとまりましてから、一つの叩き台が出ました。その叩き台が出た後に、大きな議論の中に、花山さんに1つ割り振るべきか、2つ割り振るべきかといったような意見がありまして、いろいろ協議の結果、花山さんに2つと、そのような話になりました。議員定数2です。それで勘定して、叩き台案として出てきたのが43人の数字が出ました。今度、格差がありますから、2.9倍以内に、3倍以内であれば違憲にならないという判例があるということで、3倍以内の人口格差にしようと、そのような話になりまして、その叩き台が出されまして、3倍以内ですと、花山さんを2にしますと、築館町が一番人口が多い訳ですけれども、7ということになると。このような計算でいきました。それで43だったんですけれども、それでいいという話、いいだろうにはならないですけれども、概ねそのようになるのかなと委員長としては思っておりましたけれども、ただ次に出てくる問題として、花山さんに2つ割り振ると、鶯沢町さんと高清水町さんの部分が若干不満が出てくるといったようなこともありまして、これらいろいろと協議の結果、鶯沢町さんと高清水町さんに1つずつ追加といいますか、ここにありますが、足して、若干花山さんとの差を広げたと。そのような形での決着で45人になりました。格差2.9倍以内に抑えたということで45人でございます。

○議長 よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

それでは、あと委員長に対する質疑ありますか。武田委員。

○武田正道委員 高清水の武田です。本当に長い会議ご苦労様でございました。

私は特例を適用して45人とする案には基本的には賛成いたしますが、今委員長さんの報告の中に、1番の「議会議員の定数は30人とする」と。法定定数の30人ですね。これについての議論がどうもなされていないと、見たんですけれどもこの記述がないので、現在どこの町村でも定数を少し削って、議員定数を削減している状態でございますので、30人という法定定数いっぱいですけれども、このことについて、例えば多少減らすべきではないかとかいった議論はございませんでしたでしょうか。

○高橋義雄議会議員の定数及び任期等検討小委員会委員長 このことにつきましては、特例定数によって45人ということに決まった訳ではありますが、30人というのは本則の上限いっぱいでございます。それでもって、そのことについての議論はなかったのかということではありますが、そのことについては、新市で4年間特例定数を使って45人で議会を構成して、議会を運営する訳ですから、その間にあつて、新市において新しい議会でもって決定すべきであろうというような意見はありました。

○議長 よろしいですか。（「はい」の声あり）

委員長に対する質疑をこれで終了したいと思います、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、委員長報告に対する質疑を以上で終了します。

それでは、委員長報告を受けまして、協議第12号の2 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを協議議題に供します。

協議内容については、委員長の報告どおりの内容でございます。このことについて、一迫町の石川委員から、まだ定数を決めるのは早いのではないかとといったようなご意見もありますが、それら等を含めまして、何か質疑ございますか。ありませんか。

(「なし」の声)

○議長 それでは、質疑なしと認めます。

それでは、協議第12号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、協議しております内容で了承するということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。それでは、協議第12号の2 議会議員の定数及び任期の取扱いについては、協議どおり決定してまいります。

暫時休憩します。今25分ですから、35分まで休憩します。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

○議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

協議第23号の2 下水道事業について

○議長 それでは、協議第23号の2 下水道事業についてを協議議題に供します。

これは継続審議といたしまして、その後下水道部会、それから幹事会等で再度審議したこと等がございますので、改めて協議議題の内容について、新しい資料もございますので、事務局の方から説明をいたさせます。

それでは、協議第23号の2 下水道事業についての協議案について説明をして下さい。

○濁沼事務局次長 それでは、協議第23号の2 下水道事業についてご説明いたします。

公共下水道事業の受益者負担金(分担金)につきましては、築館町、若柳町、栗駒町、鶯沢町の4町が採用しております地積割を廃止し、金成町の受益者負担金であります20万円を調整額とし、公共下水道事業の受益者負担金については、金成町の例により新市において速やかに調整する。第6回協議会に提案させていただきました。現在、この調整金額より低い受益者負担金額を定めております町村が一迫町、志波姫町の15万円であります。この2町につきましては、新市において3年を目途に段階的に引き上げ調整することといたしました。

また、農業集落排水事業に係る受益者負担金につきましても、公共下水道事業の例によるものとし、金成町の受益者負担金額である20万円を調整金額としております。この調整額を下回っている町は、若柳町の10万円、一迫町、志波姫町の15万円ありますが、これらの町につきましては、新市において急激な引き上げとなることを避け、公共下水道事業と同様に、3年を目途に段階的に引き上げ、調整することといたしました。

今回の提案内容は、前回同様の内容での再提案となりますが、再提案に至った検討資料内容を、上下

水道部会長より説明いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長　それでは、下水道部会長から資料の説明をいたさせます。

○三浦上下水道部会長　上下水道部会の部会長を仰せつかっております金成町の三浦と申します。私の方からご説明申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただ今の資料の中の5ページをお開き願ひしたいと思います。

前回の協議会におきまして、分担金並びに使用料につきまして、急激に負担額が増加する町村につきまして、どのような方法をとるのかというようなご質問等がございまして、本日また再提案をいたすものでございます。

この表でございまして、これにつきましては、受益者分担金の一覧を表しております。この受益者分担金でございまして、分担金の考え方につきまして、まづもってご説明を申し上げたいと思います。

この資料につきましては、各町村が分担金条例を制定する時点での分担金の算出根拠を示したものでございます。右の欄には平成15年までの実績、さらには今後計画いたしております平成16年度から平成22年度までの予定事業額を記載いたしております。

築館町の例でご説明したいと思います。まず、分担金条例制定時の算出根拠でございまして、管渠整備費総額ということで記載いたしております。この上段に記載されております数字、51億140万円につきましては、分担金条例を算定する時点での総事業費を表しております。その下に括弧書きで（うち単独費）ということで8億500万円という数字が記載されておりますが、これは補助事業以外の事業費を表しております。それから、受益者戸数1,600につきましては、この事業費をもちまして整備される区域内の戸数であります。1戸当たりの額50万3,000円につきましては、単独費を受益者戸数で割り返したものでございます。各町村におきましては、この1戸当たりの額を基本といたしまして、分担金の額を算定いたしております。

その算出根拠が備考の欄に記載しております。この備考の欄の算出方法につきましては、各町村がまちまちでございまして、この算出根拠に基づきまして、各町村が分担金を決定しているということになっております。この中で、1戸当たりの額に大きな差が生じております。例えば、若柳町が一番低い訳でございまして、若柳町で20万6,000円、高い町では志波姫町で171万2,000円、鶯沢町では186万5,000円となっております。このようにばらつきがある大きな理由でございまして、町村によって、この公共下水道事業を進めるに当たりまして補助事業を優先に進めた町と、それから事業認可区域の全域を一体的に整備するために、単独費を大きく投入したために、各町村の1戸当たりの額が生じているというふうにならなっております。それを一つよろしくご理解いただきたいと思います。

この分担金に伴いまして、分担金の算出に当たりましては、国の諮問機関である下水道財政研究委員会というのがございます。この研究委員会におきまして、下水道財政のあり方について提言されております。その内容でございまして、「負担金の額の総額の決定に当たっては、末端管渠整備費相当額を目安とすることが適正である」と提言されております。この末端整備費相当額といいますのは、この表の欄で、（うち単独費）というような考え方でご覧になっていただければよろしいのかなと思います。

この中で、では今回の20万円を算定するに当たって、どのような方法で算定したかということでございますが、右の欄の中に平成15年度までの実績という欄がございまして、こちらの中でご説明申し上げます。

この欄につきましては、平成15年度までの実績で、末端管渠整備費相当額、すなわち単独費であります。この単独費を受益者戸数で割り返しますと、築館町の場合ですと1戸当たりが35万5,000円、若柳が18万8,000円、栗駒町が45万8,000円ということで、迫川流域下水道の6町の平均額が44万2,000円に相なっております。それから、瀬峰・高清水区域下水道の平均額が48万2,000円、鶯沢町が150万9,000円、花山村が49万円となっております。栗原郡の平均が56万1,000円というふうになっております。これが本来の分担金の基本となる数字でございます。この額から、単独費におきましては、起債に対する交付税の算入額等がございます。これは各町村におきまして、起債の種類がいろいろあるものですから、これらを考慮いたしますと、30万円から24万円ぐらいで、実質受益者の皆さん方から負担をしていただかなければならない受益者分担金になる訳でございます。しかしながら、自治体におきましては、この公共下水道が公共用水域の水質保全の役割を果たすべき、公共の便益に供する責任負担が町村にはございます。当然、この負担を考慮しなければなりません。このことから、先ほど事務局からもお話がございましたように、地積割を廃止いたしまして、受益者分担金20万円ということで決定した訳でございます。なお、20万円より低い町村が2町ほどある訳でございますが、これにつきましては、3年を目途といたしまして、段階的に調整するものでございます。

それから、前回の協議会の中で、第2点目といたしまして、下水道料金の使用料につきましていろいろご質問等がございました。この使用料につきましてご説明を申し上げたいと思います。

下水道使用料につきましても、やはり下水道財政研究委員会におきまして提言されております。その中において、使用料の基本的な考え方といたしまして、「汚水に係る維持管理費や資本費のうち、公費で負担すべき費用を除いた全額を使用料として対象にすべきである」と提言されています。ただ、この中でも交付税で算入される額等がございますので、それ以外は公費で負担する使用料というふうになるかと思います。このことから、まず迫川流域下水道の6町につきましては、宮城県が整備し、管理しております石越浄化センター、さらには流域の下水道管等々の管理のために、流域下水道維持負担金という、いわば宮城県への町村が負担をする責任負担がございます。計画汚水量1トン当たり151円と定められております。そのために、151円を下回る使用料を流域では、使用料として認めることはなかなか難しいということでございます。そのために、6町につきましては、合併時に使用料を統一するものでございます。

単独公共下水道事業を実施しております鶯沢町、花山村につきましては、下水道財政のあり方についての提言を尊重いたしまして、受益者の応分の負担を求めるために、3年を目途といたしまして、段階的に使用料を引き上げていたしまして、高清水町の例による使用料ということで、ご提案を申し上げます。以上でございます。

○議長　ただ今提案いたしております、再度提案するまでの間の経過について、事務局並びに部会長から説明がありました。

内容についてご質疑等ございますか。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員　文言については、先の23号とほとんど同じでありますので、内容的にもう1度確認の意味を含めてお尋ねいたします。

この公共下水道、2の(3)、「受益者負担金(分担金)の額については、金成町の例により新市におい

て速やかに調整する」。平成17年3月14日をもって、例えば私の方の場合は、地積割を含めまして35万円であります。金成町が20万円でありますから、この金成町に一気に調整するものなのか、あるいは供用開始との関係で、まだ供用開始をしていない家庭がある訳ですが、供用開始をしていない家庭の場合は、この扱いはどのようになるのか。本町の場合は、来年の4月1日から負担金を賦課するという事になっています。今は供用開始をしているところもあるんですが、負担金の扱いについては、年度途中ではうまくないということで、平成16年度の4月1日をもって賦課をするというふうになっている訳ですね。3年以内という状況がありますから、もう既に3年以内となりますと、合併の時期に入ってきます。そうしますと、この負担金の扱いというのは、供用開始との関係からいけば、どういう理解をすればいいのかお聞かせをいただきたい。

それから、使用料についてですが、おおよそ分かりましたけれども、花山とかそういう料金が比較的安いところについては、高清水の例によるということですが、料金が若干高い本町の場合は、今言ったように、これも同じように、起算日が平成17年3月14日をもって切り替わっていくのかどうかですね。この起算時期についてもお聞かせをいただきたい。この2点です。

○議長 はい、事務局の方で答弁して下さい。

○三浦上下水道部会長 それでは、私の方からご説明させていただきます。

まず、圏内の分担金並びに使用料の高い町村につきましては、3月14日をもちまして、20万円あるいはまた高清水の使用料の例によりまして統一するものでございます。

それから、先ほど供用開始との問題で、分担金の賦課がいつになるのかということですが、分担金の賦課といえますのは、あくまでも供用開始をするための告示行為が行われた時点で、分担金の発生がいたします。その時点で効力が発生いたします。あとは、分担金を賦課するかしないかは、各町村におきまして、供用開始する区域ごとに、1年に4回も5回も発行することがなかなか難しいということで、1年に1回なり、あるいは2回なりに統一いたしまして、各町村で分担金の賦課を行っております。あくまでも、分担金の効力の発生といえますのは、供用開始の告示をした日をもって発生するという事でございます。

○議長 はい、いいですか。（「もう1回」の声あり）

○千葉伍郎委員 供用開始の告示日をもってやると。事業の性格からいまして、いわゆる共有地あるいは市道ですね。一定の条件があれば、私の方の町は逐次污水管を入れているのですが、これはまだ設備が、公共ますが全然ついていない地域、市道その他の関係でついていない部分については、どのような扱いになるんでしょうかね。ちょっとお聞かせをいただきたい。

○議長 まだ公共ますが整備されていないものはどうなるかということです。

○三浦上下水道部会長 まずは、告示の方法なんでもございますけれども、告示の方法がどのような方法で、栗駒町さんで告示をしているかということになるかと思えます。町村によっては、条例上、公共ますが設置されて、初めてこの分担金が発生するという方法をとっている町村もございまして、さらには一体的な整備を行っておりますので、公共ますが設置されなくとも、一体的な整備としてみなして、分担金の賦課をするという方法をとっている町村もあるようでございます。これは、各町村の分担金の告示の仕方等々で違ってまいりますので、一概にそれを今私がここでこのような方法ということをつきましては、差し控えさせていただきたいと思えます。（「了解」の声あり）

○議長 その他ございませんか。なければ、この下水道の分野については、ただ今提案しております内容で了承するということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、協議第23号の2 下水道事業については、提案された内容で了承するということに決定させて下さい。

協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて

○議長 続いて、協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについて、それから協議第38号、39号、40号については、第10回の際に既に説明をしてあるものでございますので、提案の内容については、第10回の資料を皆さん見ていただきたいと思います。提案する内容についてはいいですね。

協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについてを協議議題といたします。

この内容については、既に第10回の協議会の際に説明をいたしておりますので、今回は説明は省略いたします。直ちに質疑に入ります。ご質疑等ございますか。ありましたらお願いします。

なければ、提案いたしております内容で、特別職の職員の身分の取扱いについては了承するということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは、協議第37号 特別職の職員の身分の取扱いについては、協議内容を了承するということに決定をしております。

協議第38号 高齢者福祉事業について

○議長 続いて、協議第38号 高齢者福祉事業についてを協議議題に供します。このことについても、既に第10回の協議会の際に説明いたしております。

改めて事務局の方で説明する内容もないということでございますので、直ちに質疑に入ります。千葉委員。

○千葉伍郎委員 2点お尋ねいたします。あっ、3点です。

まず第1点の、「17年度に新市において新たな老人福祉計画を策定する」と、このように文言となっておりますが、この策定の時期は定まっているのでしょうか。お聞かせいただきたい。

それから、2の「生きがいデイサービスの送迎の利用者負担金は無料とする」、今現在、有料になっているところが何町村存在しているのか。

3点目。3番の最後の方に、「利用者負担金については、委託料の1割とする方向で合併時まで調整する」とあります。この委託料にもさまざまあるようですが、これはどここの町によるということではなくて、画一的に1割にするということは、何か一つの物差しがあって、例えば介護保険の例をとれば1割負担、10%負担ということなどを参考にされているのかどうかも含めてお聞かせいただきたい。以上です。

○議長 はい、千葉委員から3点の質疑がございました。内容の答弁を願います。

○千葉事務局次長 お答えいたします。

まず、第1点目の老人保健福祉計画でございますが、前回説明の中でもお話ししたとおり、19年度まで現在計画を持ってございます。これにつきましては、3年ごとに5年間の計画を見直すということになってございます。したがって、17年度に策定する老人保健福祉計画につきましては、17年度中の策定と。それで、適用が18年度以降ということになるかと思えます。

続きまして、生きがいデイサービスの送迎料の関係でございます。今現在、利用者負担金としていただいている町村につきましては、築館町と一迫町ということになってございます。協議の中で、この生きがいデイの送迎については、無料にしてはどうかという協議がなされて、このような調整案になってございます。

それから、3点目の軽度生活援助事業の委託料の1割とする方向でございます。この委託につきましては、やはり新市で調整が必要になるかと思えますが、その中の委託料の1割を負担金としていただくということは、調整しておこうということで協議がなされてございます。理由につきましては、先ほど委員さんの方からお話ございましたとおり、介護保険制度に合わせまして、1割をいただくということで協議がなされてございます。以上でございます。

○議長 千葉委員。

○千葉伍郎委員 3点目の関係で再質問しますが、資料1ページを見ますと、委託料もさまざまであります。本町の場合は800円、あるいは隣の若柳町の数字は770円、築館町さんが1,000円、これの1割と理解していいのか。委託料そのものの1割ということですから、そうすると本町の場合は、今まで100円だったけれども、80円ということに理解していいのかどうか説明願いたい。

○千葉事務局次長 新市におきまして、委託につきましては、委託先の都合もあろうかと思えます。したがって、統一の事業者に委託するようになるか、あるいはその調整が無理で、ばらばらの委託になるかは別といたしまして、委託料総額の1割を徴収するというで協議がなされてございます。

○議長 千葉委員。

○千葉伍郎委員 質問の趣旨をちょっと理解されていないようですが、私は、そうしますと築館の1,000円、若柳は770円、栗駒の800円、これを単純に1割負担ということではなくて、新たに委託契約をした際の1割ということですか。そうしますとね、この文言は必ずしもそう理解できないと思うんですね。今さらどうだこうだといってもしょうがないですが、この文章では、他の人が聞いたらわかりません。委託料の資料もありますから、これの1割かと。そうすると、町村間でバランスがあるのかなというような理解をいたしましたので、そうではなくて、全体を見直して、新市において新たに設定される委託料という形で、1割というふうになるのでしょうか。そうしますと、今まではどここの例によって、例えばそういう説明をしてもらえればいいのですが、こうなりますと、上がるか下がるかも分からないですね、こういう身近な問題が。ほとんど先送りになっている訳ですから、少なくともこういう直接弱者の皆さんが負担を伴うというやつは、できるだけ結論を出していただかないと困りますね。こういう文章表現では、私たちが地域に帰っても、説明のしようがありません。一体幾らの委託料になるものだから、全く皆目想像もつきません。したがって、この辺はなぜそういうふうになっているのか、もう少し掘り下げて聞かせて下さい。

○濁沼事務局次長 1 ページ目のここに挙げている委託先の時間ごとの委託金額ですが、これは現況金額をここに掲載しております。当然上の方を見ていただくと、委託先が町村によってばらばらということになっています。そういう委託先によって、各町村の料金、委託料が設定されていると。これは新市において、例えば栗っこ農協さんなりについても、例にとりますと、例えば社協なり、栗っこ農協なり、連合会の1時間当たりの料金が違うと。これはやはり新市において調整、ある程度すべきだろうという前提があります。その中で、調整した金額の1割を受益者負担として、利用者からいただくということがあります。その設定金額ですが、これは新市において、やはり委託先があるものですから、それ等含めて、例えばいろんな協議の中で、この委託料が引き下がる部分も発生すると思います。場合によっては、引き上がることも考えられます。それも含めて委託先と協議をしながら、今後利用料を設定し、その料金の10%、1割を負担していただくということになります。

○議長 はい、どうぞ。

○千葉伍郎委員 答弁の内容は分かりました。問題は、具体化をしてもらわないと困るんです。こうなりますと、いつの時期に、その金額が明示されるのかというのが注目の的でありまして、少なくともこういう身近な問題については、いろんな意味で先送り全部されていますが、こういう身近な問題を提起をして、住民の理解と協力を得るためには、会長にお願いなんです。この公共料金関係について、いつの時期かに、この協議会が終わらないうちに、地域住民の懇談会をやる前に、一連のこういう料金体系について、どなたが見ても分かるような形で表示できるような、説明できるような一覧表の作成などをそろそろ考えていただきたいと思うんです。これは直接会長からご回答いただきたい。

○議長 それでは、事務局から今、話しましたので、答弁させます。

○濁沼事務局次長 確かに今お話しありましたように、住民負担の伴う部分については、一覧表等に出すという部分があります。ただ、この協定項目以外に、事務段階でいろいろな住民負担が伴う部分があります。それを含めて、今部会等でいろいろ分科会なり部会で調整をして、協議を進めているところでもあります。ただ、新市においての場合、例えば10ヶ町村、当然新市におきますと一つの自治体になりますから、一つの自治体のもとに調整をした方がいいのか、それとも合併を前提にして個々に調整をした方がいいのか、物によっていろいろな調整の仕方があると思うんですが、これは17年度の部分ですから、新市が立ち上がってから、やはり委託先と色々な部分で協議をし、例えばそういう金額で従来と同じような金額で受託が可能なのかどうか、それらを含めて協議をなされるべきことがあると思います。でありますから、これは内容によって、非常に事前に皆さん方にお示しできる部分とできない部分とあるかと思えます。ただ、合併時までにはいろいろな部分で調整できた部分については、どういう機会かで皆さん方にお示しするようになると思います。

それから、新市において調整する部分については、これは新市においてになりますから、新市が立ち上がった以降に調整を加えるという部分でありますから、それは合併時までにはお示しすることは難しいだろうという感じがいたします。

○議長 はい、どうぞ。

○千葉伍郎委員 事務局の答弁としてはそんな程度かなと思いますが、私たちがこれから合併の是非をとって、住民の意向を確認していくという作業かからいいますと、今の答弁では説明にも何にもな

らないんです。少なくとも住民の意向を、あるいは住民の懇談会をやる時期までは、おおよその公共料金やその他の関係について、直接住民が合併してよかったと言われるような意味からすれば、私は早い時期にまとまっている時点での一覧表を出していただかないと、住民との接触の仕方もできないのではないかと。新市になってからと全部先送りして、後の祭りですよということにはしたくないので、私は強く要求しておきます。いずれの時期か、また言い直しますが、きょうの時点では、資料の提出をするように強く要求しておきます。終わります。

○議長 はい、分かりました。できるだけ事務局に言いつけまして、期待に応えるような資料を提出するように、会長として事務局に言いつけておきます。

その他ございませんか。はい、津藤委員。

○津藤國男委員 瀬峰の津藤です。

協議項目の11番目の家族介護慰労金支給事業についてお伺いしたいと思います。この事業につきましては、介護事業が始まって、平成12年から始まっている、その中の事業だと思うんですが、この実績を見ますと、支給者ゼロ、支給総額ゼロ、全部を通してずっとゼロなんですね。この中身については、余りよく詳しくは分からないのですが、恐らく要介護度4、5に認定されたもので、過去1年間家族のみで在宅介護をした者ということになっておりますし、さらに非課税世帯であるということから、恐らく該当する方がいないのかなと思うのですが、この慰労金支給事業を、11項目の若柳町の例により合併時まで調整するとありますけれども、瀬峰町の場合は、この事業の前に、在宅寝たきり老人等の介護支援事業を行っているんですね。別枠としてこのぐらいの金額で、支給総額このぐらい、106万円ぐらいとなっているんですが、それと花山村さんもやっているんですね。これを新市に引き継ぐとするとですよ、今まで使ったことないやつを新市に引き継いで、今まで実績のある瀬峰町のね、あるいは花山村さんのこういう小さなサービスを切り捨てるという考えになるのではないかと思うんですけども、その辺幹事会等でどのような、この辺のところで検討されたのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長 わかりますか。事務局。

○千葉事務局次長 それでは、お答えしたいと思います。

この家族介護の慰労金支給事業につきましては、ただ今委員さんの方からお話がありました、家族介護慰労金の支給要綱に基づく事業でございますけれども、これにつきましては介護保険の導入時に新たに創設された事業でございます。内容につきましては、介護保険サービスを受けない方、家族のみで介護なさった方については慰労金を支給するという制度でございます。裏を返せば、介護保険制度を利用していただきたいというものでございます。ただし、どうしても介護保険を使わないで、家族介護のみで介護に当たった方については、慰労金を支給しますよという内容のものでございます。

それから、瀬峰町さんと花山村さんで行ってございます在宅寝たきり老人等の介護支援金の制度でございますが、実はこれにつきましては、介護保険制度導入前に各町村で行っておった事業でございます。これにつきましては、資料にもございますとおり、支給額月額5,000円ということで実施してございますが、これにつきましては、先ほど申しました介護保険制度導入と同時に、各町村、介護サービスの方で9割サービスで受給しているということで、そのほかに支援金を月額5,000円ということになると、二重の給付にはしないかという協議がなされてございます。従いまして、2町村以外

の各町では廃止した経緯もございまして、これは若柳町の例によって調整したいとした調整案にしております。以上でございます。

○議長 はい、どうぞ。

○津藤國男委員 内容的には分かるんですが、慰労金支給事業については、当然介護保険を使った方がいいと。そういう形でもって該当者がいないという部分なんです。先ほど介護保険を二重に支給するという答弁をいただきましたけれども、二重ではないと思うんですね。要するに、介護保険を使えば、これは支給されないということだと思っておりますが、その辺ちょっとやっぱり実際に今支給を受けている方々から見ると、結局もうこれはこの時点で廃止される形になれば、当然そのサービス、今までやっているやつを打ち切るということになりますので、その辺を、むしろ介護保険を使う、使わないというような形で、これから恐らくふえてくるだろうと思っておりますが、こうした家族の介護そのものも必要になってくるのかなと思っております。それで、保険の利用率といいますか、これはどんどん上がってくるだろうと思っておりますけれども、恐らくこういう姿も私はむしろ逆に、支給要綱の中にのっとなって、該当者なしというような形で残すよりも、むしろこの辺を残してもらいたいと思っておりますけれども、その辺もう一度お伺いしておきます。

○議長 残せないかということです。

○千葉事務局次長 これにつきましては、分科会から部会、それから幹事会と進んでございまして、内容につきましては、先ほど申し上げたとおりの協議でございまして、考えられないかということなのですが、どうしても介護保険制度を、今ある制度を考えると、廃止というふうな形になるのかなとは考えてございます。

○議長 幹事会等では、瀬峰町も花山村さんも廃止の方で了承したということでございます。

○津藤國男委員 瀬峰町も了承したということですか。少数意見だから握りつぶされたとか、そういう私は捉え方なんです。ちょっとその辺をこれから新市になってやる以上は、こういうサービスもぜひ残してもらいたいと思っておりますが、これに違った何らかの違う形の事業が創設されるのであれば、また話は別なのですが、その辺もう少し考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長 いずれは、介護保険制度を有効に使っていただくという以外にないということでございます。よろしゅうございますか。

その他ございませんか。佐藤委員。

○佐藤幸生委員 高清水の佐藤でございます。

4番の生きがい活動支援通所事業についてお伺いいたします。

先ほど、栗駒の千葉委員さんのご意見にもございましたように、この高齢者福祉事業につきましては、全体的に新市建設後に調整するというところで、栗原地域全体が、将来少子高齢化の傾向にあるということで、新市建設構想の中でも謳われておる訳でございます。そうしたときに、急速に進む高齢化に対して、高齢者に対してどう夢と希望を与えるのかというようなことが、私は非常に大切ではないかと感じている訳でございますが、そうしたときに、余りにも先送りというようなことで、非常にそれに関しては、高齢者に対する対策が十分に新市に、現体制の中で、構想として具体的に成果を書けるのではないかなと危惧いたしておるところでございます。

そこで、この生きがい活動支援の通所事業、これは本町のことを語りますと、余り地域性にとらわれた発言は困るというような意見もある訳でございますが、14年に居宅介護支援事業ということで、2カ所の拠点施設を建設いたしましたして、そこに週1回通っていたと。ほかの町村でも取り組んでおられるようでございますが、ほかの町におかれましては、独居老人であるとか、あるいはこもりがちなお年寄りの方ということで、非常に狭まれた規制を設けて、生きがい通所事業に取り組まれているようございますが、うちの方では現在取り組まれているのは、介護の認定を受けておらない65歳以上のお年寄りの方。したがって、引きこもりでない、あるいは独居老人であるという規制は一切ございませんが、非常にこれはお年寄りの方には好評でございますして、そういうことから年間3,400名ほどの利用者が実績としてある訳でございます。

ほかの町におかれましては、当然そういう規制もある関係もございまして、実績で見ますと1,000人、あるいは690人、667人、こういうように少ないところもある訳でございますが、やはりこれをもう少し、例えば新市建設後に調整するのはいいんですが、いろいろのコスト計算、あるいは施設、あるいは農協さんでの対応、あるいは現在の町村でも対応している。あるいは、社会福祉協議会に委託しているというような事業参入の形があるかと思いますが、そうしたときに、現在のいいサービスを新市建設後に低下をするのではないのですね。それでこの辺、議会の特別委員会の中でも意見としてあった訳でございますが、調整するのはいいが、サービスは高い方に、料金は安い方というように、たまたまサービスが低くなったり、料金が高くなったりすることが、これまでの議論でもあった訳でございますが、その点について、これを明文化するに至った経過の中で、専門部会の中でどういった話し合いが具体的になされたことに伴って、新市移行後調整するというふうになられたのかということです。もう少しサービスの内容がどのような形にするために調整するんだということを、もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

○千葉事務局次長　それでは、ただ今の質問についてお答えいたします。

生きがい活動支援通所事業、いわゆる生きがいデイサービスと呼ばれる事業でございます。これにつきましては、対象者につきましては、表現の仕方は各町村まちまちのところもございまして、概ね各町村同じ事業でございます。それで、特にどうしても引きこもりだけの対象ではないということでございます。ただし、介護保険の適用を受けていない方というのは、各町村統一のことでございます。

それで、新市における調整となった中身でございますが、これにつきましては、施設の大きさ、あるいはそういった要件によりまして、やっている内容が若干違ってきます。メニューそのものも違ってきております。それで、相対の費用、あるいは利用料金につきましても、各町村かなりの違いがございます。それで、分科会、部会の中で協議した中では、これを一気に中身も施設もあわせて実施するのは無理だろうということで、現在各町村それなりに協議して、進めてきた事業だと思われまますので、この形で引き継ぐのがベストではないかということの協議で、こういった調整になってございます。それで、新市になった時点におきましては、やはり内容なり、それから委託料なり、そういった面で調整はある程度必要だろうということで、協議がされてございます。以上でございます。

○議長　今の現状をそのまま新市に引き継いで行うということだそうですね。よろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

その他ありませんか。中嶋委員。

○中嶋太一委員 若柳の中嶋です。

9番目の緊急通報システムについてお伺いしたいのですが、この関係につきましては、「現行のとおり新市に引き継ぐものとする」とあります。ちょっと私細かくわからないのでお聞きしたいのですが、各町村、委託先はほぼ同じNTTの関係で、設置台数も若干の動きはありますけれども、事業費を設置台数で単純に割った場合にかなり開きがありまして、1万円とか2万円以内のところもあれば、そうでないところもあります。この辺について、どのような訳でこういう開きがあるのかということが一つ。

それから二つ目は、「新市に引き継ぐ」ということでございますが、例えば対象者につきましては、雰囲気は分かるんですが、若干違うのですが、その辺につきまして統一化していくという議論はなかったのでしょうか。例えば若柳町ですと、一人暮らしの高齢者で病弱な方とあります。それから、一人暮らしの老人または高齢者のみ世帯とか、いろいろな表現があるんですが、その辺についてもなかったのかどうか、以上2点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 はい、今の内容について答弁して下さい。

○後藤保健福祉部会長 保健福祉部会長の後藤でございます。よろしくお願いします。

ただ今の緊急通報システムの1台当たりの単価、事業費が違うのではないかと。違うといいますが、開きがあるのではないかとということでございますけれども、いろいろこのシステムの中に機種がございます、機種の違いもございます。それから、事業費の中には取り付け単価、それから取り外しの経費等、当然必要がなくなれば、次に必要とされる方に設置する訳ですけども、その辺の経費等もこの事業費の中に含まれております。主な単価の違いといいますが、料金の違いはその辺でございます。

それから、2点目の対象者の表現が若干各町村によって違うのではないかとということでございますが、どうしても今の条例上の表記の仕方になってございますが、内容につきましては、基準になってございます若柳町さんが、例えば一人暮らしの高齢者で病弱な方になってございますが、これにつきましても、65歳以上の一人暮らしの老人、それから高齢者のみの世帯ということが前提だということございまして、内容的には変わらないよということ協議がなされてございましたので、統一しようということでもくくってございます。

○議長 その他ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 なければ、協議第38号、これから新市に引き継いで行こうという料金手当、そういうものの一覧表を早く配れというご要求、もつともでございます。そういうものについては、事務局でできるだけ早く提出させるということで、この高齢者福祉事業については、提案している内容を了承するというのでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 では、協議第38号 高齢者福祉事業については、提案どおり了承するというので決定してまいります。

協議第39号 児童福祉事業について

○議長 続いて、協議第39号 児童福祉事業についてを協議議題に供します。

これも事務局の方で再度説明する内容がないということでございますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ございますか。石川さん。

○石川正運委員 築館の石川でございます。

3番目の出生祝い事業と祝い金についてでございますが、この事業については、築館の例にというようにことになると、ハードルが高くなったな、厳しくなったんだと思うんですが。特に要件になりますと、築館は3年以上ということなんですが、一迫あるいは瀬峰、鶯沢さんにしてみますと「引き続き3カ月以上町内に住所を有する者」ということで、条件がやわいといいますか、この条件の築館に合わせるということのハードルの高くなった部分と、この祝い金についてなんですが、祝い金は一迫の例をとるようですけれども、築館ですと祝い金は第3子から30万円ということになっています。一迫町さんを見ますと、30万円という額になるには第5子からですね。現実とかなりかけ離れた部分を調整の一迫町にするという、こういうことの根拠といいますか、私はやはり少子化と言われるときですから、もう少し手厚い保護といいますか、この分については、高い部分に合わせてもいいのではないかとこの考えのもとに、調整した方法の経緯を聞きたいと思います。

○議長 今の質問に対して答弁して下さい。

○千葉事務局次長 まず、第1点目の支給対象者の関係でございますが、確かに資料の中に、例えば一迫町さんでは引き続き3カ月以上の在住者ということになってございますし、瀬峰町さんにおかれましては、6カ月以上町内に在住している人ということになってございますが、協議の中では、例えば祝い金支給を支給して、すぐ町外に出ていったりする場合も想定されるということで、定住ということを見ると、やはり3年ぐらい住所を有していた人が妥当ではないかということの協議はなされてございます。

それから、少子高齢化に伴った支援策ということで、条件のいいところに合わせるのが通常ではないかというご意見でございました。ただ、築館町さんでいいますと、3番目の入学祝い金の支給、これ各町村やっております。この辺の支援、費用的なものを勘案しますと、かなりの支援策になるのではないかと、出生祝い金の支給額につきましては、若干築館さんに比べると、現実的ではないかもしれませんが、入学祝い金支給の方でかなりの支援策になっているのではないかと考えてございます。以上でございます。

○議長 はい、もう一度、石川委員。

○石川正運委員 事業については、定住性が少ないのに出せないといいますか、そういう答弁でありますけれども、たとえそうであっても、やはり今少子高齢化、高齢化なんていうのは昔からある訳ですから、子供が生まれないうために高齢化がクローズアップされているということなんでね、この点につきましては、もう少し本当に検討されてはどうかと思います。特に平成14年の実績を見ても、4町にしかないようですけれども、築館が一番で511万円ほど、瀬峰さんが470万円、あとは100万円とか61万円ですね、実績を見ても1,160万円ぐらいなんですよね。だとするならば、今後栗原市になって、総予算から見れば1,000万円や2,000万円、子供のためにやはり投資をするといいますか、そういうことぐらいは考えるべきではないのかなと。ましてや、本当にいいところに水準を合わせるならいいのですけれども、下げた分に水準を合わせて、それで子供を支援していきますよということになるのかどうか。この辺ももう少し検討の余地があるのではないかと思いますけれども、どうでしょうかね。（「そのとおり」の声あり）

○議長 今石川委員がおっしゃられるご意見にご賛成の方が多数おるんですね。この辺をどのように取扱ったらいいのか、今事務局と相談しています。では、事務局から答弁させます。

○千葉事務局次長 協議過程で少子高齢化、これはやはり大事なことであるということで、協議の中では十分検討してございます。それで、少子化対策の一環である出生祝い金事業につきましては、一部住民だけが利益を享受するというのではなくて、違った使い方にした方がいいのではないかと。例えば、この後、本日提案いたします乳幼児医療の給付拡大とか、そういったことに経費をかけた方がいいのではないかとということで協議がなされてございます。

○議長 それでは、調整する余地はないということですか。（「再調整して。時間なくなるから」の声あり）総体で手厚くするというので、これになったそうです。ただ、行事としての、児童福祉の……、（「まだ提案されていません。医療費はまだ提案されていない。されていないものは出さないで下さい」の声あり）もう一度、石川さん。

○石川正運委員 総体で手厚くするというのは本当にありがたいし、当然そうやるべきだと思うんです。総体でやる中に、このことだって総体の一部ではないんでしょうか。だとするならば、どうせこの際、合併時まで調整するとあるんですから、高い部分といいますか、今やっておられる事業の中でやはりそういう部分に合わせながら、手厚くやっていくとなれば理解できますけれども、全体の手厚くの中にも、これも一つであろうと思いますので、再検討をお願いしたいと思います。

○議長 そのほかご意見ありますか。はい。

○佐藤幸生委員 高清水の佐藤でございます。

子育て支援ということで、私はもう少し手厚く、住民に説明する場合にもご理解いただけるような、ここには金額を明示すべきではないかと思う。実際、今子育てをしているお母さん方の声を聞きますと「勉強させて、高校に入れて、大学に入れて、いざ社会人にしようとした時に、なかなか就職できない。60%から70%しか就職できない。しかも大学に入れて、今度は大学院に入れて、授業料払って、給料もらってなくて、大学院に入れても、また勉強させてんですが」というような声を聞きます。そうしますと、それだけ家庭の中でお母さん、お父さん方が子供をできれば、本当に1人か2人で、あとは無駄な金をかけたくないような、そういう意見が見受けられますので、そうではなくて、もっと支援をして、社会に誇る、そして就職しやすい社会の制度を、我々の責務であるんだというような、やっぱり形がないと、とても不安で栗原に住めなくなるのではないかなと思いますので、やっぱり私は再検討して欲しいなと思います。

○議長 そのほか。どうぞ。

○佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木でございます。

今、石川さん、あるいは佐藤委員さんの方から話があったように、出生祝い金支給条例、支給事業につきましては、今国の方でも少子化対策というふうなことで、重い腰をやっと上げて詰めてきているようではありますが、栗原郡は当然高齢化比率が高くなってきているという状況で、これからも高齢化比率が高くなっていくというふうな状況にあると思います。そういった中で、子供を産めるような年齢の方々が年々少なくなってきているときに、少子化対策を盛んにやっている訳ですよ。今、栗原郡何とか子供を産める年齢の方々もある訳でありますから、この分、合併によって、その対応が低下したということになりますと、地域住民の皆さん方の理解は得られないと思いますので、再検討を要請して

おきたいと思います。以上であります。

○議長 はい、加藤委員。

○加藤雄八郎委員 若柳の加藤です。

私は、1点目の「児童館管理運営事業については、現行のまま新市に引き継ぐものとする」。それから、2点目の学童保育費についてお聞きをいたします。

ご承知のとおり、学童保育というのは、原則として小学校の1年生から3年生までの子供を放課後預かるということです。一方、児童館というのは3歳から預かっていきますけれども、当然放課後保育にかける子供、原則として、これも小学校1年生から3年生まで預かるということです。事業の内容としてはほとんど同じ。だから、児童館の学童クラブというのは、放課後児童クラブというのは児童館でもやれるし、それから保育所や学校の余裕教室などで行っている。そうしますと、一緒に考えないと、関連をして考えないと、ばらばらになってしまう可能性があるのではないかと思います、どのように調整していくのか。

また、提案では、学童保育の保育事業の未実施地、栗駒、金成、花山については、速やかに調整するとなっておりますけれども、児童館方式でやるのか、放課後児童クラブ方式でやるのか、どのようにやってくるのかお聞きいたします。

それから、児童館事業というのは、高清水では586万円、志波姫町では1,156万円、一方で放課後児童クラブでは、築館が219万円、若柳が78万円、瀬峰町422万円と格差が随分あるんです。そして、利用料が若柳6,200円、あと瀬峰町だと2,000円、これも格差がある。ここで、新市に引き継ぐということになりますと、若柳だけが6,000円そのままずっとなる。片方は2,000円だと。先ほどから言うとおおり、私はこれらの調整というのは、減額もここに来たら出してもらって、どのように変わるのかしてもらわないと、住民に説明できないのではないかと。このままでいけば、若柳6,000円。これでは余りにもおかしいのではなからうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長 今の加藤委員の質問については、ちょっとお待ち下さい。

3番目の出生祝い金の中で、会長から3番目、いろいろ質問がございました。これを手厚くしてはどうかということですが、一迫町の例によって支給するという事になっているはずですが、支給事業については築館町の例によるということ、二つの町を例にとっていたらいいですが、これを全部築館町の例によるということにしてはどうでしょうか。それでよろしいですか。それだと、一迫町の場合が若干下がってくるんですか。それらをチェックして、よく考えるということですか。はい、伊藤委員。

○伊藤竹志委員 乳幼児の手厚くやっているんだというお話、事務局からあったものですから、それであれば、今加藤委員の質問とも併せて、再度差し戻しということで、そういうふうに議論したらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 それでは、いろいろなご意見がありました。これを継続審議にしまいいりまして、再度事務局を含め部会、幹事会、それから乳幼児医療の関係、こういうものをよく検討させまして、再度提案してまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。それでは、加藤委員から質問されたこ

とについても含めて、再度継続審議の中で提案していきたいと思ひます。

それでは、協議第39号 児童福祉事業については、継続審議にするということて決定してまいりたいと思ひますが、よろしゅうござひますか。

(「異議なし」の声)

○議長　それでは、異議なしと認めまして、協議第39号は継続審議として、再度提案させていただきます。

協議第40号 新市建設計画(第4章 建設計画、第5章 公共的施設の適正配置と整備について)

○議長　続いて、協議第40号 新市建設計画(第4章 建設計画、第5章 公共的施設の適正配置と整備について)を協議議題にいたします。

このことについても、特段に事務局の方では、再度説明するものはないということて、大変ぶ厚い資料でござひます。見るだけでも大変だったのでござひますが、何かこの点についてご質疑等ござひますか。はい、佐々木委員。

○佐々木幸男委員　瀬峰の佐々木でござひます。

30ページの総合的な交通体系の整備ということて、「東北縦貫自動車道のインターチェンジや東北新幹線くりこま高原駅などの高速交通網のアクセス改善を図ります」ということてござひますが、栗原郡は東北本線も走っているんですね。当然、公的な交通機関として、これからも永久に続くものではないかなと思っているのですが、この東北本線等については載せなくてもよろしいのか。あるいは、これは将来的に廃線になるという思ひの中で、そういうふうに乗せなかったのか、その辺お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長　その点について、事務局、何かありますか。

○二階堂事務局次長　東北本線のいわゆる有壁駅と瀬峰駅がある訳ですが、まずこの総合的な交通体系の整備の中の最初の2行につきましては、高速交通網へのアクセスという表現でござひます。そのほかといたら大変失礼ですけども、在来線の部分の交通体系の整備につきましては、下の方に、「市民生活に密着した利便性の高い生活道路網の整備」、こういったところに入ってくるのかなということて、一番上は高速交通網に限って表記しているというものでござひます。

○議長　佐々木さん、もう一度お願いします。

○佐々木幸男委員　高速交通網という捉え方ですね。では、どれだけスピード出れば高速になるのかということもある訳ですね。当然各駅停車ということでもありませんし、東北本線は栗原郡であれば、瀬峰と有壁駅しかない訳でありますから、当然そういったものを載せるべきものであると思ひているんですが、その辺ちょっと合併事務局の産業部会、専門部会等の考え方が、私は違ひのかなと思ひます。東北本線というのは、言葉は悪いのですが、バス路線や第三セクターの線とは、私は違ひと思ひているんです。公共的なものでありますから、当然栗原郡云々の問題ではない訳でありますから、当然私は載せるべきものではないかと思ひております。

○議長　そのとおりでではあろうと会長も感じますが、事務局、これは。

○二階堂事務局次長　新市建設計画を作成する場合、まず栗原の特徴ということて、高速交通網、い

いわゆる東北縦貫道なりくりこま高原駅といったものが先に上がってくる訳です。その辺の特徴を捉えた計画作りということで、まずこれまでやってきたことがございます。さらに、交通体系の整備ということに関しましては、JRの駅のみならず、病院、学校、いろいろな施設、そういったものの交通体系の整備ということになるかと思えます。そういったことから、さらには段落にございますけれども、先ほど申し上げました、総合的な交通体系の改善を図りますし、公共交通機関についても新市で新しいシステムを調査研究しているといったことで、栗原全体の交通体系の整備を行っていきたいという計画でございますので、挙げれば切りがありませんけれども、JRの駅なり、さらにはバスの駅、そういったいろいろなものができてきます。そういったものは入れないで、総合的な表現にしたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長　ここに在来線の名称が入っておりませんが、今事務局の方から説明がありました。いずれ建設計画、そしてまた今後計画の中に入れる際には、当然在来線の駅といいますか、瀬峰なり有壁、こういうものについても十分な事業を行うという方向で、今後検討を加えていきたいと思えます。今ここで鉄道を加えるという訳にもまいらないのでございますが、いかがでしょうか、そのようなことで、事業の内容には入れていきたいということで。

○佐々木幸男委員　もう1回やりますが、今さまざま病院関係云々の話があったんですが、東北本線、幸いにしても、新市、栗原市になろうとしている地域を通る訳ですよ。これはバスが通ったとか、あるいは第三セクターが通ったという問題ではない訳です。東北本線というふうなことで、対外的にも大変大きな公的施設がある訳でありますから、それらを活用した新市計画というものが必要だと思えます。そのためにも、アクセス改善を図りますということだと思えます。そういったことを考えますと、やはり東北本線というものは、私は入れるべきだと。せつかくあるものを、これを大々的に、対外的に宣伝する効果も私はあると思っておりますから、東北本線という文言を挿入していただけますように、私からお願いしておきたいと思えます。以上です。

○議長　これは確かに今佐々木さんがおっしゃるとおり、文言をつけ加える字句については、このところこう入れますということは、次回に再度つけ加えて、皆さんにご配付をしていきたいと思えますが、いかがでしょうか。これを訂正しますということではよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）そういうことで、ひとつご了解下さい。

○千葉伍郎委員　協議と決定の関係で、ちょっとまず前段お尋ねしておきますが、ページ数の44ページ、公共的施設の一体的整備、これは「検討中」。それから、46ページの新市における宮城県事業、これも「検討中」。それから、今日報告がありました、市役所縮小法、それから50ページの公的病院・診療所の関係についても「検討中」ということになっています。「検討中」なものを、今日は決定してしまうと。したがって、後は事務局で、言葉は悪いんですが、好きなように書くということになるのでは、今日は決定されても困るんです。この提出時期は具体的にはいつなのか。私は、そろった時点で協議をすべきだと思うんですが、時期的な問題も含めてお聞かせいただきたい。

○議長　今の質問に、事務局、説明して下さい。

○二階堂事務局次長　44ページから次のページ、さらには第5章の最初の方、検討中というのがございます。これは、案としては、これまで部会、幹事会等で詰めてきた訳ですが、44ページ、例えば公共的施設の一体整備、これにつきましては、市役所、支所等の取扱いがまだ決まっていなかった

ので、検討中という表記をさせていただきました。今日これを決めていただきましたので、次回に、このところの文言については、ご提案をしていきたいと思えます。同じように、45ページも50ページも、事務局が勝手に書くのではなくて、決まり次第皆さんに提案して、ご了解を得ていきたいと考えております。

○議長 はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員 そうすると、今日は決定しないということで理解していいですか。

○議長 「検討中」については、後でまた皆さんにお諮りをするということで、この文言について訂正（「いやいや、そうではない」の声あり）決定していただいて……。

○千葉伍郎委員 そうではなくて、この40号はこれを除いて協議決定をしたいということなんですか。それとも、私は一体のものですから、時期はいつごろ提出できるんですかという聞き方もしているんですが、答えがない訳ですけれども、この白紙の部分は後で出しますと。しかし、40号はご承認いただきたいというような事務局の考えですか。そのところの取扱いを聞かせて下さい。

○二階堂事務局次長 40号につきましては、検討中を除いて決定していただきたいと考えます。そして、検討中の分につきましては、決まり次第、協議第40号の2という形で、再度提案していきたいと。

○千葉伍郎委員 それでは、何点か申し上げておきます。

まず、50ページの公的病院・診療所の取扱いでお尋ねしておきます。検討中ですから、いずれ出てくると思うんですが、考え方を聞かせていただきたい。若柳町の議会は、平成13年9月に若柳町国民健康保険病院の整備計画及び栗原地域医療組合に関する決議というものをやっているようであります。この中身は、項目だけ申し上げますと「若柳国保病院は栗原医療組合に加入しない」「若柳国保病院は本町で改築整備し、管理運営についても本町独自で運営すること」「栗原中央病院の経営赤字については負担しないこと」、この決議をいたしております。そうしますと、たしか14年度の中央病院の赤字は、単年度赤字が10億円を超えているはずであります。合併までの取扱いをどのように問題提起するのかというのが大きな課題になっていると思えます。

それと、これとの関連で、今日も理事長がおりますから直接聞くのですが、平成15年2月14日付で、若柳国保病院の移転改築についてという文書が協定化されております。この中には、「当面栗原医療組合の運営には移行せず、独自運営することとなったが」云々となりまして、四つの項目からなっております。そうしますと、栗原10ヶ町村を合併した段階では、この問題については、一切議論しないままになだれ込んでくるということなのか、少なくとも平成16年の、あるいは暦でいけば平成17年3月13日までの中央病院の経営赤字の取扱いについては、若柳は関与しないということが前提になって、この全文が作られるものなのかどうか、これについては答えられる人が答えて下さい。

○濁沼事務局次長 合併協定項目の病院・診療所事業の取扱いについて、今の協議段階をご説明いたします。48協定項目の中の一つとして、病院・診療所事業の取扱いがございます。この取扱いについては、ただ今病院部会の方で大分協議がなされております。ただ、協議の途中の段階で、医療組合等の当時の経営理念なり、そういう理念との突き合わせ等も今部会でしております。その具体的な内容を別にしまして、病院・診療所事業の取扱いについては、今の協議の経過からいいますと、第13回の2月26日の協議会に提案するような前提で、今部会においていろいろ検討を重ねております。

先ほど言われました医療組合のいろんな問題等、この部分についてはちょっと私の方では説明できませんが、ただ新市における医療体制、当然その中核をなすのは、今の中央病院であるという中で、新市の医療体系を、2次医療なり、それから3次医療なりも含めて、どのような位置付けでそれを核として、若柳、それから栗駒、それから鶯沢の医院、それから萩野を含めた栗駒の例えば文字診療所、耕英へき地診療所を含めた六つの診療所体系を、基本としては新市に診療所・病院を引き継ぐということで、今調整が重ねられております。

○千葉伍郎委員　まず、基本的に40号の取扱いであります、分離をして、後から出しますというような中身ではないのではないのでしょうか。少なくとも病院のあり方については、合併の最大の政治課題です、この取扱いは、ましてや、新市計画の建設計画、4章、第5章の公共的施設の適正配備、深く関わっている訳です。一つ一つばらばらにする中身ではないです。先ほど答弁ありませんが、15年2月14日、栗原医療組合の理事長、そして若柳の病院管理者、町長との間に文書が交わされていますが、例えば病床数120ということではしています。しかし、2病院、4診療所の基本計画、基本構想からいけば、110床の話はあっても、120というのは地方病院との間に確約できる中身ではないではないですか。そうしますと、少なくとも議会の議決にあります中央病院の赤字の負担はしないというのは、若柳町としては、今でも議会の議決として脈々として生きているんだという理解に立つのかです。私はそういうことも、この10ヶ町村合併で払うものは払って、払うというのは金を払うというのではないですよ。払拭するものは払拭をして、小異を捨てて大同について合併をします。その上に立って、私はこの40号の決定がされるべきだと思っています。

空白のものは後でと、そして2月に入ってからということになりますと、先ほど来から言っていますように、住民懇談会なんていうのは、ずっと遅れていきますね。私は、そうあってはならないと思っています。もう既に17年3月14日というのは決めているんですから、こういう課題は先延ばしをしないで、早く首長さんたちが四つになって議論してもらって、早く出していかななくては困るんだ。そういうものは、私はこの中にセットだと思っています。45ページも同じです。県の事業がどのように、新しい合併によって張りつくのかということは、極めて興味深いところです。44ページも同じです。これは絶対にセットです。私は、分離した審議というのはあり得ないと思うんです。その辺の見解と、それから医療組合の理事長もおりますから、どういう関係で若柳の病院との協定が結ばれているのか。120床の関係。基本計画、基本構想との関係には矛盾しないのかどうか、私はここは明確にしていきたい。今できないのであれば、時間の関係もありますから、いつの時期にこの問題について、私はセットで明らかにしていきたい。このように思いますが、見解を求めておきたいと思います。

○議長　若柳町長として、私答弁させていただきます。若柳の公立病院120床というのは、当初から120床となっているんですよ。110床というのは、あんたどこから持ってきたの。120床ですよ。153床のやつを33床、築館公立病院に移して、最初から120床で変わらないですよ。これはみんな町長さん方もみんな認めているところです。赤字のことについては、合併すれば新市の赤字になるので、若柳の議会が議決したって、合併すればお互いにみんな新市の中ですから、やっっていく必要があるんじゃないですか。今それを決めなくても。私はそう思うんですが、いかがでしょうか。

○千葉伍郎委員　セットの問題はどうなんですか。

○議長 セットって何ですか。

○千葉伍郎委員 空白で提案をして、後で出すというやつはですね。

○鈴木事務局長 今回のこの40号の空白部分、全て埋め込んでから一括で、あわせてご協議すべきだというお話、提案でございます。現在の協議会の進行状況からいきますと、もしそういうご提案であれば、どこかの時期に、現在予定している3月までの間の中に、もう1回協議会の日程を入れていただきまして、ご協議いただくということにさせていただきたいなと思います。考え方としては、例えば議員の小委員会であるとか、事務所の位置とか等々の部分について、小委員会報告がなされない部分がありましたので、それも含めて、その辺については空白にした経緯がございますし、病院・診療所の部分につきましても、ただ今議長の方から説明がございましたとおり、それぞれの部会のまとめが、まだ出ていないということで、今回空白のままでお示しし、その辺について、できれば現在示している部分で御協議いただければということで、提案した次第でございます。

○議長 今、事務局長から説明したとおりですが、その意を含めて質疑を。はい、伊藤委員。

○伊藤竹志委員 私の記憶違いかどうか分からないのですが、以前、新市建設計画の第2章か第3章の討議のときに、千葉伍郎委員の方から、ばらばらに出されたら議論にならないではないかと。やっぱりちゃんとつながったところでやるべきじゃないかという意見が出たときに、「1回、一つ全部まとまったときに、さらに討議はしますと。提案はばらばらでやりますが」というお約束ですから、今二階堂さんの方からは、「今日承認してもらおうつもりです」とさっき発言されたので、私ちょっと気になったのですけれども、以前、事務局の方からあった、最後にもう1回、きちんと一つまとまったところで討議するというので間違いないのでしょうか。

○二階堂事務局次長 今伊藤委員さんからありましたように、前にそのようなことを申し上げました。各章ごとに協議をしていただいて、確認をいただいている訳ですが、改めて確認いたしますけれども、最後にもう一度全体というような協議の場は設ける予定でございます。そういうことで、よろしく申し上げます。

○議長 はい、もう1回。

○千葉伍郎委員 余り何回も立ちたくないのですが、この埋められない部分について、埋めていない部分について、先ほど3月中にも改めて日にちを設定をしてというようなことがありましたが、一連の、6月を目途にして議会の議決を得るというシステムからいきますと、3月の段階でこの主問題、建設計画全体像が仕上がっていくというのは、作業そのものが遅れているのではないのでしょうか。私は、言っていることとやっていることが違っていると思いますよ。私たちは、いずれ住民との接触が大事ですから、繰り返し言いますけれども、3月に出てきた段階で、各自治体がいつの時期に住民との接触を持つんですか。いきなりこんなのやったら困るじゃないですか。ですから私は、この問題は、市役所の位置だとかおおよその大綱が決まりましたから、これは文書頼りの問題ですからいいですが、直接建設計画にかかわってくる県の事業だとか公共施設の問題などについては、後で3月になってからなんていう中身ではないんじゃないですか。前々から私は言っています。一つ一つ承認をもらって、あとはまとめて意見をもらうからいいんだというような考えのものではないんじゃないですか。課題がみんなばらばらで、それぞれ発生している根っこが違うんです。ですから、セットで議論しないと、この問題は解明しないままに終わってしまうんです。ですから、今言ったように、3月の

云々というのは、どういう構想を思い出して答弁されたのか。あと私立ちませんから、ぜひ明快にして下さい。

○鈴木事務局長　先ほどの私の話の中で、3月まで予定されている協議会の回数、既にお示ししておりますけれども、その間にもう一度ぐらい会議を開いてというようなニュアンスで言ったと思います。ただ、今ご質問されているようなさまざまな、例えば県事業であるとか、この空白の部分については、今の事務サイドの流れからいいますと、次回であるとか、2月上旬の会議には、ある程度お示しできるという段階に今来ております。ただ、若干のこれまでの継続協議部分がありまして、一度に提案する、それから協議いただく件数がかなりあった場合は、どこかの間でもう1度会議の開催もあり得るのかなという気持ちで、お話ししたところでございます。

○千葉伍郎委員　住民懇談会との関係はどうなんですか。時期的な関係。できなくなるんじゃないですか。何回も言っているように。こんなスピードではできないじゃないですか。

○鈴木事務局長　協議会の開催の最終の日程については、お示ししている日にちをずらすことはないと考えてございます。

○高橋義雄委員　若柳の高橋です。

今、この進め方についていろいろ議論されておりますけれども、先ほど伊藤さんが言われたこと、私も思い出しております、そのとおりであったと思っております。ですから、このことについては、できることは今一生懸命、千葉さんが遅れるという話がありますから、一生懸命やれるところについてはやって、協議して、出てきた部分については、それをまた説明を受けて審議するというやり方でいいと思います。例えば大きく空白になっている2番目の新市における宮城県事業、これはページ予定数が45ページから49ページまでということでもありますから、5ページですか、これぐらいになる予定でありますから、膨大な量になると思いますが、これだってすぐに2月上旬、そのころに、今局長が言ったようにできるのかどうか、私ちょっと疑問に思っておりますけれども、でありますから、やれる部分はやっておくと。そうでないと、なかなか協議が進まないということもありますので、進めていって構わないと私は思っております。

○議長　ありがとうございました。

できるだけ早く空欄の部分については事務局の方で作成させまして、次の協議会なり等で、できるだけ協議をしていきたいと思っております。ご了承下さい。高橋委員。

○高橋光治委員　金成の高橋です。

私も今千葉さんや高橋さんが言われましたように、空白の部分がある今回のこの協議の40号というのは、なかなかどのような意見を申し述べたらいいのかなということでも不安でございました。特に県の事業などにおいても、そのとおりでございます。私どもの町としても、この辺はいろいろ心配でありましたから、これまでも勉強会を重ねてきたところですが、どういうものが県事業として、今後引き継がれていくのか。そういう観点を踏まえながら、私も是非これまでの新市計画が出てくると思いますが、これから5章、6章というふうに、その中に全体の討議は是非すべきだと。そして、提起がありますように、3月25の16回ですか、これがならないのであれば、その前に、ぜひ協議委員のご協力をいただきながらやっていくと。それぐらいの意気込みをもって、栗原市の建設に向かっていくべきだと私も思っています。そうした中において、今回も空白でありましたので、私も不安なところがありましたの

で、質問させていただきます。

それは、第5章の50ページ、公共的施設の適正配置などの整備のところ、4行目などには、特に新たな公共施設については、類似団体の重複設備とかいろんなそういうことを避けて、効率的にやっっていくんだよと書かれています。これは当然のことで、逆に言えば、新市になることによって、より効率的を求め、郡民全体の生活向上のためにやっっていくというのが趣旨ですから、その下が空白になっているのが、大変議論のしにくいところでございます。ここは千葉さんや伊藤君と私も一緒でございますので、ぜひその辺をはっきりした中で、時間を十分とっていただきたいと私は思います。

その一つの裏付けとしまして、53ページを見ていただきたいのですが、前回の説明のときに、市役所、支所の位置が12、10、そして2というのは、まだ小委員会の検討でございますので、空欄にして欲しいというお話がございました。これを受けながらも見てきたのですが、私は公的病院、それから診療所の関係についても見てきました。そうすると10という数字がありながら、市立の病院3、市立の診療所6、国・県立病院1となっております。私は金成町でございます、金成町にも診療所というものはいろいろある訳です。今は、栗原市の新市の関係で合併協議を行っていますから、その点についてお話をするんですが、これまでも栗原中央病院を建設するときに、ただ今あります栗原の医療組合ですか、議会の中でやっていますね。これらに対する議論もありました。そうしますと、空白のところを示されない部分がある中で、10ヶ町村の公的病院・診療所というのは、どういうところがこれに当たると理解すればよろしいのか。つけ加えさせていただきますと、金成町の萩野診療所などは、こういうところにぶつかるのかどうかというところが不安でございますので、お聞きいたします。

○議長 空欄の部分については、先ほど来局長が申し上げているとおりでございますので、ひとつご了承下さい。

それでは、53ページの質問内容について答弁させていただきます。

○二階堂事務局次長 それでは、お答えいたします。

53ページの市立病院3、これにつきましては、栗原中央病院、若柳の国保病院、栗駒の国保病院と、この3つを指してございます。市立診療所6につきましては、耕英へき地診療所、文字診療所、高清水診療所、瀬峰診療所、鶯沢診療所、花山診療所と6つでございます。

今高橋委員さんから、金成の萩野診療所のお話があった訳ですが、これは公設民営ということで伺っておりまして、これまでも研究会なり推進協議会の資料、さらには第2章での資料等には、萩野診療所はカウントしてこなかったといったことがございます。そういったことで、この6につきましては、先ほど申し上げました6診療所ということでございます。国・県立病院につきましては、瀬峰の県立病院を指してございます。

○議長 53ページの今の回答は終わりましたか。

○高橋光治委員 本当にそれでよろしいのですか。私は、そういうふうに答えられると思って、事前に勉強させていただいていたのですが、栗原には医院というのものもあるとも聞いているんですが、そうした中において、それはどうなっているのかというのが一つです。

それから、先ほど言いましたように、これまでの栗原の医療を議論するときの医療組合のときには、公設民営とか今後の運営のあり方ということで、萩野診療所や金成の歯科医院のことが議論されました。しかし、これまでも議論してきましたように、財産の移行というところになれば、これは栗原市に

移行していく訳ですよ。では、金成の公設民営だけは、金成町に残る訳には、私はないと思います。そうした場合に、施設が残った場合の今後の運営というものが出されてこない、この間議論をした財産の移行などのときに、そういうのは回答されていないんですか。これは医療組合の運営だとか、そういうのは私は別だと思えますよ。ですから、それはそっちの運営でやっていただく。今回は、10町村の枠組みで合併をしましょうかという協議をしているんですから、各町村の公的施設が重複するところはなくす。より効率的なところは、これを建設していく、そして有効活用していくという発想のもとにまちづくりを計画していかなかったらば、移行されたある施設も、有効活用がなされていないというふうになりませんか。その点についてここにお示しがあるので、もしかしたらその辺については、本当にそうなのかどうか。これが、先ほど言いましたように、空白のところ公的病院はこうこうです。診療所はこうこうですと書かれていれば、私みたいなのは一発で理解するんですけども、書かれていないから、理解できません。そういうことで、もう1回だけよろしくをお願いします。

○二階堂事務局次長　先ほど申しあげましたように、これまでの資料の中で、そういった間違いが、今回言われたとおり、萩野診療所というものが入ってございませんでした。それで、金成町とも相談しながら、これまでの資料についても訂正をかけていきたいと思えますし、この53ページの資料につきましても、市立診療所とありますけれども、この数字を7に訂正するとともに、鶯沢の診療所は鶯沢医院という名称になっているそうでございますので、この市立診療所の項目名を市立診療所等ということで7というふうにしていきたいと考えます。

○議長　今事務局の方から訂正等について説明がございました。よろしゅうございますか。

○高橋光治委員　それでよろしいのですけれども、そういう部分もありますので、ぜひこういう新市計画については慎重審議をしていただくということで、最初の質問にもう1回戻させていただいて、ぜひ時間をとっていただきたい。全体的な部分ですということ、全体確認を最後にしていくべきだと私は思っているんですが、もう1回、会長の答弁をお願いします。

○議長　これは1章から6章まであるそうです。これらが全部提案され次第、もう一度全体的な中で論議していただくというような方向で進めてまいります。

では、この協議第40号でございますが、空欄になっている分野について、そしてまた今訂正しなければならない分野については訂正をいたしまして、再度皆さん方に提出する分については配付いたしますし、なおかつまた、空欄部分については、成案ができ次第、それぞれの協議会の際に提案いたしまして、ご審議していただくというふうな方向でもっていきたいと思えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○議長　よろしゅうございますか。それでは、40号については以上のとおり決定させて下さい。

それでは、今日の協議事項は終わります。

続いて、提案事項が、(「休憩」の声あり)休憩しますかね。

大変時間が過ぎましたが、ここで約5分ほど休憩します。

午後5時22分　休憩

午後5時30分　再開

○議長　それでは、休憩中の会議を再開いたします。

6. 提案事項

協議第41号 介護保険事業の取扱いについて

協議第42号 農林水産関係事業（その2）について

協議第43号 環境衛生関係事業について

協議第44号 その他の福祉事業について

協議第45号 社会教育事業について

○議長 6番目の提案事項に入ります。

協議第41号 介護保険事業の取扱いについて、協議第42号 農林水産関係事業（その2）について、協議第43号 環境衛生関係事業について、協議第44号 その他の福祉事業について、協議第45号 社会教育事業について、これらは次回の協議会に提案する事項でございます。

本日は一括議題に供しまして、各号ごとに事務局の方から説明をいたさせたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○議長 それでは、協議第41号から協議第45号まで一括議題に供します。

各協議事項ごとに事務局から説明をして下さい。簡潔に要領よくお願いします。

○千葉事務局次長 それでは、協議第41号 介護保険事業の取扱いについて、調整案をご説明させていただきます。資料をもって説明させていただきますので、1ページ目をお開き願いたいと思います。

まず、1番目、介護保険事業計画についてでございます。介護保険事業計画につきましては、各町村、ここに掲載しているとおおり、15年度から17年度までの3カ年の事業計画により事業を実施してございます。現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に見直し、新計画を策定し、平成18年度より適用とするとした調整案でございます。

それから、二つ目の保険料につきましては、これにつきましても現行のとおり新市に引き継ぐという調整案でございます。中身につきましては、保険料については、各町村、基準保険料月額、こちらの方が2,000円から2,700円の範囲で違いがございます。介護保険事業の次期計画に基づき算定することになりますので、平成17年度に予算を作成し、18年度から適用するとした調整案でございます。また、納期等につきましては、各町村同一ということで、現行のとおり新市に引き継ぐとしてございます。

それから、三つ目の認定審査会についてでございます。現在、各町村では、築館町・志波姫町介護認定審査会、それから瀬峰町・高清水町地域介護認定審査会、それから若柳町ほか5町村で構成する栗原地域の広域介護認定審査会、以上三つの審査会で認定業務を行ってございます。この辺、合併いたしましても、これぐらいの合議体は必要ではないかということで、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整していきたいとしてございます。

それから四つ目、要介護認定訪問調査事業でございます。各町村の現況を載せてございますが、現況を直営でやっている部分、職員がやっている部分、それから委託で実施している町村ということで違いがございますが、これにつきましても、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整したいとする調整案でございます。以上でございます。

○議長 続いて、協議第42号 農林水産関係事業（その2）の内容について説明して下さい。

○千葉事務局次長 続きまして、協議第42号 農林水産関係事業（その2）についての調整案でございます。また、資料の方を開いていただきたいと思います。

こちらの方につきましては、一つ目が、国営・県営事業ということで、「農業農村整備事業管理計画に基づき、現行のとおり新市に引き継ぐものとする」でございます。資料の方は、1ページ目から3ページ目の中段まで、各町村で実施、あるいは実施予定の国営・県営事業を掲載してございます。1ページ目の方には、国営かんがい排水事業、それから県営かんがい排水事業、そして圃場整備事業ということで、各町村の事業を掲載してございます。裏面、2ページ目に移りまして、④の県営土地改良総合整備事業、それから基盤整備促進事業、中山間地域総合整備事業、それからため池整備事業の各事業ということで載せてございます。これらの事業につきましては、農業農村整備事業の管理計画に基づき実施してございます。現行のとおり新市に引き継ぐものとしてございます。

それから、3ページ目の国・県の補助事業につきましてでございます。これにつきましても、調整案の方は、「現行のとおり新市に引き継ぐ」としてございます。3ページ中段から次ページの4ページまで、国・県補助事業ということで、担い手育成基盤整備関連流動化促進事業、それから土地改良施設維持管理適正化事業ということで、各町村の事業を掲載してございます。これらの事業につきましても、現在実施中、あるいは実施予定となっております。これらにつきましても、現行のとおり新市に引き継ぐという調整案にしてございます。

それから、4ページの下段になります町村単独及び維持管理事業でございます。これにつきましても「現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する」としてございます。①で町村単独事業、②で町村単独維持管理事業、それから③で中山間ふるさと・水と土保全対策事業の各町村の事業を掲載しております。これらにつきましては、各町村単独事業として、それぞれ実施してございます。表現の方、統一の表現になってございますが、新市におきましては、採択基準等を調整する必要があるだろうということで、協議がなされてございます。

それから、5ページ目に移りまして、国営造成施設についてでございます。こちらにつきましても、「現行のとおり新市に引き継ぐもの」としてございます。国営の造成施設といたしまして、基幹水利施設管理事業の現況を掲載してございます。こちらの方、一の堰頭首工、あるいは伊豆野頭首工等、頭首工の管理状況を述べてございます。

それから、5ページ目の災害復旧事業の関係でございます。下段になります。こちらの方、農地・農業用施設災害復旧事業の各町村の現況ということで掲載してございます。このうち、農地災害の受益者負担金につきましては、各町村さまざまな対応になってございます。この辺の調整を、国の補助基準でございまして、原則2分の1に調整したいとする調整案でございます。調整案の方は「国の補助基準に準じて合併時まで調整する」という調整案にしてございます。

それから、6ページ目でございます。分担金・水利地益税として、調整案の方が「土地改良財産の維持管理に係る分担金制度及び水利地益税制度については、合併時まで調整するものとする」としてございます。土地改良財産の維持管理等の分担金並びに水利地益税につきましては、合併時まで分担金制度として調整したいとする調整案でございます。以上でございます。

○議長 今度は、協議第43号 環境衛生関係事業についての内容について説明を求めます。

○濁沼事務局次長　それでは、第43号の環境衛生関係事業について説明させていただきます。
調整内容です。

- 1として、環境基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2　一斉清掃については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- 3　ごみ集積所設置補助については、若柳町の例により新市において調整するものとする。
- 4　公衆衛生組合等については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。
- 5　一般廃棄物の収集、運搬、処分については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

こういう調整内容でございます。

1ページをお開き願います。

1ページは、環境分科会、住民部会で意見集約されました内容であります。

1の環境基本計画の制定状況ですが、上の欄におきましては、鶯沢町が平成14年度に積極的な自然環境の保全や、循環型地域社会の構築を目指すという先進的な条例制定をし、今年度、環境基本計画を策定中であります。

2は各町村における一斉清掃の取り組み状況ですが、その実施方法の仕方には若干違いがあります。年1回実施している町村が高清水町ほか4町村。年2回が築館町ほか3町。若柳町は3月、6月、10月の年3回の実施となっております。

3のごみ集積所設置補助につきましては、築館町ほか3町でしか実施されていませんが、上限額を20万円とし、設置費用の3分の2を助成するとして若柳町の内容を新市の調整額といたしました。

また、4の公衆衛生組合等ではありますが、全ての町村において組織されており、町からの補助金も交付されております。

5の一般廃棄物の収集運搬、処分につきましては、町村により収集体制や収集方法、収集活動に若干の違いがあります。そのため、当分の間現行のとおりとし、新市において調整するものといたしました。以上が協議第43号の説明であります。

○議長　それでは、続いて協議第44号 その他の福祉事業についての内容の説明を求めます。

○千葉事務局次長　続きまして、協議第44号 その他の福祉事業についてでございます。
調整案でございます。

- 1　乳幼児医療費助成事業については、若柳町の例により合併時まで調整する。
- 2　心身障害者医療費助成事業については、築館町の例により合併時まで調整する。
- 3　母子（父子）家庭医療助成事業については、築館町の例により合併時まで調整する。
- 4　敬老会事業については、築館町の例により合併時まで調整する。
- 5　福祉バスの運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

資料の方をお開き願いたいと思います。

まず、1番目の乳幼児医療費の助成事業でございます。ここにつきましては、県内の3割強の町村が就学前の幼児の外来医療費の助成を行っているという現状でございます。子育て支援の充実を図ることから、若柳町の例により調整したいとしてございます。なお、通院の方が0歳から満6歳ということでございます。乳幼児医療費につきましては、通院の方がほとんどのウエイトを占めているということ

で、若柳町の例によるということで調整してございます。

二つ目の心身障害者医療費助成事業につきましては、築館町の例により合併時まで調整するという
こととありますが、一迫、金成の2町で給付拡大ということで、食事療養費の助成ということで行
ってございます。ただ、この中身につきましては、県の補助要綱と同一の内容として、合併時まで調整
したいとしてございます。

それから、瀬峰町の障害者年金1級所持者、精神障害者につきましては、外来につきましては、国の
公費負担制度がございまして、こちらの方、築館町の例によるということで、調整案にしてございま
す。

それから、三つ目の母子（父子）家庭医療助成事業についてでございますが、こちらの方につきまし
ても、一迫、金成の2町が給付拡大、入院時の食事療養費の助成ということで実施してございま
す。この食事療養費の助成につきましては、平成14年9月まで、補助事業として他町村も実施しておたも
のでございます。14年10月から各町村廃止していると。一迫につきましては、激変緩和というこ
とで、2分の1助成ということで切り替わっている現状でございます。これにつきましても、県の補助要
綱と同一の内容として、築館町の例により、合併時まで調整したいという調整案でございます。

それから、敬老会についてでございます。敬老会事業につきましては、築館町の例により合併時
までに調整するとしてございます。祝い金支給等、各町村でかなりの違いがございまして、対象
につきましては、75歳以上の町が7町、花山村さんについては平成14年度の対象者が72歳以上、15
年で73歳以上、16年に74歳以上ということで、17年には75歳以上と段階的に調整していくとい
うことでございます。この中の対象につきましては、そういった町村もあるということから、75歳
以上を対象にしたいと調整してございます。

記念品につきましては、75歳以上の方全員、あるいは90歳の方には別の記念品をとということで、
築館町の例により調整したいとしてございます。内容的には、現在の対象者全員に記念品を配付し
ている町、あるいは年齢により違う記念品を配付している町などさまざまでございます。

それから、敬老祝い金につきましては、77歳以上の方に支給している町村、あるいは80歳以上
の方に支給している町、それから88歳以上の方に行っている町など各町村かなり違いがございま
した。支給金額につきましても、かなりの差がございまして、しかし、築館町の例により調整
したいという調整案としてございます。以上、説明を終わらせていただきます。

済みません、最終の5番目の福祉バスの説明をしてございませんでした。申し訳ございませ
ん。

福祉バスの運行事業についてでございます。これの調整案につきましては、現行のとおり新市
に引き継ぐとしてございますが、現行、金成町と花山村で実施してございます。現行のまま新市
に引き継ぐとする調整案でございます。合併後は、交通対策の中でのバス運行とあわせて、総
合的な地域交通対策の中で検討していくということで協議がなされてございます。以上でござ
います。

○議長　それでは、協議第45号 社会教育事業についての内容の説明をいたさせます。

○濁沼事務局次長　それでは、協議第45号 社会教育事業について説明させていただきます。

調整内容につきましては、1ページ以降の参考事項で説明させていただきます。

1ページをお開きいただきます。

上段は、社会教育団体等に対する町からの補助金等を表したものでございます。青年団は、郡内7町

村で組織され、うち5団体が町村からの補助金を交付されております。PTA連合会は6町、また婦人会は10町村全てで組織されております。また、子供会育成会は、志波姫町を除く9町村で、芸術文化協会は花山村を除く9町で組織されております。スポーツ少年団は郡内全ての町村で組織化されておりますが、栗駒町と瀬峰町では町からの補助金を交付いたしておりません。このように郡内の社会教育団体等につきましては、行政組織とは別の外郭団体であり、町村により組織体制や町村補助金等もまちまちであります。このようなことから、調整内容は「1 社会教育団体等の育成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整するもの」といたしました。

下段は、各町村の主だった文化芸術活動を掲載してありますが、調整内容といたしまして、「2 文化芸術事業については、新市において調整するもの」といたしました。

2ページをお開き願います。

3の成人式についてですが、成人式の開催方法につきましては、一迫町のみが8月14日の夏の開催日としております。他の9町村は同一内容での開催となっております。調整内容といたしましては、「3 成人式の開催日については、成人の日の前日の日曜日とし、その他内容については新市において調整するもの」といたしました。

4の社会教育施設といたしまして、各町村の公民館の開館時間や休館日を掲載しております。調整内容は「公民館、地区公民館事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日・開館時間については新市において調整するもの」といたしました。

5の図書館運営についてですが、築館町のみが独立図書館を持っており、その他の町村につきましては、公民館等の附属図書室となっております。調整内容は「5 図書館・図書室の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする」といたしました。

6の社会体育事業につきましては、各町村の教育委員会が主催する主だった事業等を掲載いたしました。調整内容は「現行のとおり新市に引き継ぐもの」といたします。

3ページをお開き願います。

7の社会体育施設につきましては、各町村の教育委員会が管理し、運営しております既存の体育館やプール、野球場、武道館等の施設を掲載いたしました。その施設の数には10町村合わせて45施設となっております。これらの施設の貸し出し期間や貸し出し時間は施設によりまちまちとなっております。関係から、調整内容は「7 社会体育施設の運営については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日、開館時間については、新市において調整するもの」といたしました。

次に、8の学校施設開放事業ではありますが、施設管理者である各学校長等の同意を要する事項であります。調整内容は「学校施設開放については、現行のとおりとし、開放時間等については新市において調整するもの」といたしました。

4ページをお開き願います。

4ページは、築館町の白鳥省吾記念館、鶯沢町の鉱山資料館や郷土資料館、一迫町の山王考古館や埋蔵文化財センター、金成町の歴史民俗資料館や、花山村の寒湯番所跡や千葉周作ゆかりの家の入館料等を掲載いたしました。これら「入館料、観覧料につきましては、合併時まで調整する」ものいたしました。以上で説明を終わります。

○議長 協議第45号についての説明が終わりました。

以上で提案事項の議題に供しました41号から45号まで説明が終わりました。このことについては、次回の協議会で質疑を承ってまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長　それでは、そのとおりにさせていただきます。

7. その他

○議長　それでは、その他に入ります。

○阿部事務局次長　それでは、その他でございます。

次回の協議会、第12回目でございますが、2月5日でございますけれども、時間の方なんです、今日、提案した5件の協議もございまして、天候も心配なところということもあって、今日と同じ1時半ということでご案内したいと思いますが、いかがでしょうか。(「はい」の声あり)

それでは、1時半からということで、場所は志波姫町のエポカ21ということで、ご案内文書を差し上げたいと思います。

8. 閉　　会

○阿部事務局次長　それでは、閉会に当たりまして、千葉副会長さんの方からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお祈いします。

○千葉副会長　大変ご苦勞様でございました。

今日は、日程の一部を変更いたしまして、次回にやるべき新市の事務所の位置について、議会議員の定数及び任期の取扱いについても含めてご協議をいただきました。特に時間が多くかかった訳ですが、熱心なご協議に対し、心から感謝を申し上げます。

長い時間、ご苦勞様でございました。

午後5時56分 閉　　会